

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
10番	今 木 啓一郎	11番	杉 原 克 巳
12番	棚 橋 敏 明	13番	庄 田 昭 人
14番	若 井 千 尋	15番	広 瀬 武 雄
16番	若 園 五 朗	17番	松 野 藤四郎
18番	藤 橋 礼 治		

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	磯 部 基 宏
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	白 井 敏 明
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	広 瀬 進 一	健 康 福 祉 部 長	佐 藤 彰 道
都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博
教 育 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者	清 水 千 尋
監 査 委 員 事 務 局 長	今 木 浩 靖		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久野秋広	書記	松島孝明
書記	廣瀬潤一		

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

早朝より傍聴いただきまして、ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（庄田昭人君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

2番 藤橋直樹君の発言を許します。

藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） 皆さん、おはようございます。

議席番号2番、創緑会の藤橋直樹でございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、今回も一般質問をさせていただきます。

早朝より傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

さて、今年度は瑞穂市制20周年を迎える記念すべき年度でした。昔から十年一昔とよく言われます。ということは、20周年は二昔の年月が流れたこととなります。この十年一昔は、世の中の移り変わりが激しいことの例えと辞書にはあります。

こうした視点から、穂積駅前を見てみるとどうでしょうか。確かに農協はなくなり、跡地は閑散とした広場になっております。また、駅舎も無人化になりました。そして、それなりに市民に利用されていた店舗が1つ、2つと消えていきます。まさに一昔、二昔の感があります。しかし、面整備という視点から見ますと、変わったのでしょうか。狭い道路、混雑する駅、何も変わっていないように思います。

ということで、今回は1点目、穂積駅前周辺整備の都市計画決定の予定についてをお尋ねします。

そして2点目は、人生100年時代の到来と言われる昨今、どのような老後を過ごし、どのような人生の最期を迎えるのか、私たちの大きな課題、テーマになりつつあります。そこで、終活のツールであるエンディングノートについて、市の考えをお聞きします。

次に、3点目は、前回に引き続き、子ども施策に関連して、こどもまんなかの施策についてをお尋ねいたします。

以上3点をお尋ねしますが、これより質問席にてお尋ねさせていただきます。

それでは、1点目の穂積駅前周辺整備の都市計画決定の予定についてです。

今年、瑞穂市の玄関口である穂積駅には重要な年になると思います。駅南地区からいよいよ都市計画決定に向けて進められるとのことですが、地権者にも協議事項等の説明会も開催されていますが、そこでお尋ねします。

地権者などの協議会では、どのような意見があり、駅南地区での区画整理事業への賛否について、状況はどのようになっていますか。また、地権者の皆さんはどのような利用というか、開発を望んでおられるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） おはようございます。

穂積駅周辺の基盤整備に向けたJR穂積駅周辺整備事業は、現在、瑞穂市JR穂積駅周辺整備基本計画に示されました優先的に整備するエリアの中の駅南地区におきまして、地権者協議会での取組を進めております。

その協議会では、土地区画整理事業の仕組みや土地利用方法などの勉強会、ワークショップ形式による意見交換、事業計画などに関する合意形成などを行っておりますが、整備計画を検討する中で、子供からお年寄りまでの集まれる空間の創出や、防災・防犯施設の整備、日常生活に必要なものが購入できる店舗の誘致などに関する御意見がありました。

また、令和5年10月に開催した個別説明会では、所有地などの確認や、想定換地イメージの説明を行うとともに、土地利用に関する意向や事業実施に関する意向の確認を行いましたが、事業実施に関する意向確認では、都市計画決定などの手続を行い、土地区画整理事業による基盤整備を進めてよいかとの問いに対しまして、9割以上の地権者の皆様から「進めてよい」または「どちらかといえば進めてよい」との回答をいただきました。

今後も段階的に地権者の皆様の御意向を確認しながら、事業を推進していきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

次に、地権者の9割以上が区画整理事業では賛成だということなんですが、8割以上の賛成があれば、区画整理事業が必要とされているとは聞いていますが、市ではどのようにそれを把握していかれるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 都市計画決定に向けて取組を進めています穂積駅南土地区画整理事業は、市が施行者となり事業を実施する予定をしております。

公共団体施行による土地区画整理事業につきましては、組合施行のような地権者などからの3分の2以上の同意が必要といった法的な定めはないものの、県からは、円滑に事業を推進し

ていくために8割以上の合意が必要であるとの基準が示されていますので、地権者協議会などによりまして、合意形成などを図りながら事業を推進しています。

その一つとして、穂積駅南地区地権者協議会での個別説明会におきまして、事業実施に関する意向確認を行い、9割以上の地権者の皆様からの合意を確認した上で、都市計画決定に向けた手続へと事業を進めているところでございます。

JR穂積駅周辺地域におけるまちづくりは、交通結節点である都市拠点の形成に向けて推進していく必要があると考えていますので、今後もまちづくり基本条例に基づく協働によりまして、地権者の皆様とともに駅周辺のまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

3点目ですが、駅北ロータリーは、新年度予算で設計費が計上されているようですが、どんな設計をし、いつから整備をされる予定か、一般質問では市民の方も聞いておりますので、この場でお伺いをさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） JR穂積駅は、本市や周辺市町の多くの方々に御利用いただいておりますが、車でアクセスされる利用者の方が多いことから、朝夕の時間帯には駅前広場周辺で大変混雑している状況となっております。

この状況を改善するための抜本的な対策としましては、土地区画整理事業などを活用した基盤整備事業による駅前広場の整備が一番の解決策であると考えておりますが、特に駅北側につきましては、事業実施までに期間を要することから、暫定的な交通環境等の対策も必要であると考えております。そのため、駅北口駅前広場の現在の敷地の中で施設配置を見直すことによる駅前広場の交通環境などの改善について検討を進めております。具体的には、一般車乗降場やタクシー乗降場、市営穂積駅北駐車場などの配置変更による安全性や利便性の改善を図るための検討を行っており、タクシー事業者などとの調整を進めております。

その結果を踏まえまして、道路構造令などの基準を反映した整備計画の作成や、公安委員会など関係機関との協議を行うための業務を実施したいと考えております。また、関係機関等の協議が完了した後は、速やかに整備工事へと着手していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございました。

穂積駅は瑞穂市の玄関であり、かつて本巢郡の玄関口と言われていました。今でもそうであ

と思いますし、そうであってほしいと。ですからお尋ねするのですが、都市計画決定はいつ頃になる予定で進めているのか。そして、順調に整備が進みますと、令和7年、8年、9年にはどんな駅南になっていくのでしょうか。その計画もお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 穂積駅南地区の基盤整備に向けた穂積駅南土地区画整理事業や穂積駅南口駅前広場の都市計画決定などは、令和6年9月頃の決定を目指し、手続を進めております。

この都市計画決定につきましては、令和6年1月開催の地権者協議会での計画の説明をはじめ、同年2月1日には、市民の皆様を対象とした都市計画法に基づく説明会を開催し、現在、県の事前協議を進めております。県との協議が完了した後は、都市計画の縦覧により、広く住民の皆様からの御意見をお聞きするとともに、都市計画審議会での客観的な審議を経て、決定をしていく予定としております。

また、地権者協議会などでの取組は、都市計画決定の手続と並行して進めていく予定で、将来の駅周辺地域をイメージしたまちづくり目標の実現に向けまして、商業利用などの土地利用に関する検討・協議を継続的に進めていきたいと考えております。

穂積駅南地区におけるまちづくりは、地権者の皆様の土地利用意向を確認しながら、市としても、本市の玄関口にふさわしい駅周辺地域の創出に向けまして、駅周辺整備事業を積極的に推進していきますので、よろしく願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

いずれにしても、大きな事業です。それゆえ莫大な事業費もかかると思います。ゆえに国や県の補助メニューをうまく活用しながら、計画的に後世の子や孫たちにも喜んでもらえ、誇れる事業として駅付近を開発していただきたいと強く強くお願いして、次の質問に移ります。

それでは2点目は、高齢者福祉の施策である、私が勝手にエンディングノートについてと質問をしますが、今や人生100年時代の到来という言葉は普通に言われるようになり、現に日本の100歳以上の人口は9万2,000人を超えたということです。このように高齢者社会に進む日本の共通の課題として、いかに健康で有意義な人生を送っていただくかですが、その中で終活が世間の話題となることがあります。終活というと嫌われる人もいますが、自分の人生を振り返り、自己の判断で自分らしい人生の最期を迎えるための準備をすることであるとともに、老後や死後の不安を少しでもなくしておくことで充実した余生を過ごすことができると言われています。ポジティブに捉えれば、残りの人生をいかに自分らしく、自分の意思で生きていくか、大きな目標にもなる考えだと思います。

そこでお尋ねしますが、市では、市民の終活サポートをする視点で、何か施策を考えておられるのかお伺いします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） おはようございます。

議員が言われますとおり、人生の最期に向け、事前に準備を行う終活の重要性が指摘されるようになり、話題となっております。実際、瑞穂市の高齢者の方の間でも話題になっていると聞いております。

さて、終活のメリットについてでございますが、死に対する不安解消や充実した老後の生活、遺産相続のトラブルの回避、家族の負担軽減、その後の住居についてなどが上げられますが、今後のことについて自分自身でいま一度見直すことで今後の不安を少しでも取り除き、安心した老後を過ごす一助になるのではないかと考えております。

しかし、終活といいましても、何をどうやったらいいのかわからない、何から手をつけていいのかわからないという方が多いのではないかと考えております。市といたしましても、そのような方に対して支援できることはないかと検討を行いまして、終活のきっかけづくりとなるエンディングノートが有効ではないかと考えました。エンディングノートを作成し、お互いに再認識するために親族と共有することも有効的で重要ではないかと考えております。その中におきまして、その後の住居について意識することも非常に重要な問題ではないかと感じております。空き家にならないように住居をどうしていくのか、今から家族で話し合う機会にしたいと思っております。

さて、瑞穂市版のエンディングノートにつきましては、「わたしのライフプランニングノート」と題しまして、今年度作成をいたしまして、この3月から配布を始めたところでございます。市民の皆様幅広くこの「わたしのライフプランニングノート」を御活用いただき、今までの人生を思い返しながら、これからのことを含め整理をして、安心して有意義な人生をお送りいただきたいと思っております。今後は、いろいろな場面でこのライフプランニングノートを紹介していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

わたしのライフプランニングノートですね。私もまだおふくろが一人いますので、勧められますので、いろいろ聞きたいことも、口では聞けないことがありますので、ノートに書いて、そのライフプランニングノートというのは、自分で保管をするのか、市で保管するのか、その辺はまた別としまして、ぜひとも進めていただきたいと思っております。ありがとうございました。

私の知り合いで、昨年、お父さんを亡くされました。そのお父さんが大変きちょうめんな方

で、生前に日記帳をつけておられ、その日記に重要なことが細かく書かれたそうです。例えば、先ほど言われた引き継ぐ銀行の暗証番号や、自分の希望する葬儀や納骨の場所が書いてあったそうです。葬式や死後のこと以外にも、自分の趣味、思い出なども書いてあったそうです。そこで、娘さんが2人見えたのですが、大変助かったと言っておられました。また、改めてお父さんの生き方、考え方を知ることができて感動したとも語ってみえました。市の考えているエンディングノートイコールライフプランニングノートがこのような事例の道しるべになることを期待しまして、そのためのPRもお願いしたいなというふうに思っております。

では、次の質問に移ります。

それでは、3点目のこどもまんなかの施策についてを質問させていただきます。

市では、1月4日の仕事始め式において、こどもまんなか宣言を行いました。市の子供を真ん中に据えた今後の施策の計画があればお示しください。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 本年1月4日にこどもまんなか応援サポーター宣言を行いました。今後はこの宣言に基づきまして、それぞれの部署でできる子供を真ん中に据えたこどもまんなかアクション（活動）を実行していくこととなります。今後は、庁内で連携してこどもまんなかの施策を推進していくために、関係各課のメンバーで構成する瑞穂市こどもまんなか施策推進委員会のような協議する場を設けることも計画をしております。

さて、主管課であります子ども支援課のこどもまんなかアクション（活動）といたしまして、次年度に計画をしているアクションは3点でございます。

まず1点目でございますが、こども家庭センターの設置でございます。こども家庭センターは、改正児童福祉法に基づき設置するものです。これまでの子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターのおのおのの機能を引き続き生かしながら、より一体的な組織として、子育て家庭に対する相談支援、家庭支援をこども家庭センターとして実施をしていきます。支援センターの冠を一本化をいたしまして、市民に分かりやすくしていくものですが、何か相談事があれば、まずはこども家庭センターへという流れをつくっていきたいというふうに思っております。

続きまして2点目でございますが、子育てアプリの新規立ち上げでございます。既存の子育て情報サイトは使い勝手があまりよくなかったことから、分かりやすい子育て情報の発信のために、子育て情報サイトに変え、子育てアプリを新規で立ち上げ、子育て等に関する情報をタイムリーに発信していきたいというふうに考えております。

3点目でございますが、産前産後の育児をヘルパーの訪問などによりサポートする産前産後ヘルパー派遣事業でございます。この産前産後ヘルパー派遣事業は、産後レスパイトケアとして、産前から産後のママさんの育児不安や心身の負担を軽減するための事業で、利用に係る費

用の一部を市が補助するものとなります。現時点での想定でございますが、ヘルパーを派遣いただける事業所を登録制といたしまして、登録いただいた事業所の中から利用者に選択していただく方法を考えております。また、利用できる期間は、妊娠中から1歳未満としたいと考えております。利用料金や利用できる時間帯などの事業の詳細につきましては、登録いただける事業所と相談をしながら今後決めていきたいというふうに思っております。

なお、両事業とも令和6年度中に準備が整い次第、開始をしたいというふうに現時点で考えております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

こども計画を来年度に策定すると聞いています。計画に盛り込まれる内容と、策定に向けたスケジュールをお聞きしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） こども計画でございますが、令和5年4月1日から施行されましたこども基本法において、こども大綱及び県こども計画を勘案して、市におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされております。既存の各法令に基づく計画と一体のものとして作成することができることから、こども施策に関する事項を定める一体的な計画として策定をいたします。市のこども施策を統一的に、住民にとって一層分かりやすい計画にしていきたいというふうに思っております。

内容といたしましては、既存の子ども・子育て支援事業計画に加え、子どもの貧困対策推進計画、子ども・若者計画、少子化社会対策計画の内容が盛り込まれた一体的な計画になると考えております。

策定の時期につきましては、子ども・子育て支援事業計画の見直しに合わせ、令和7年度からの計画として、令和6年度末に策定をする予定でございます。なお、今年度にこども計画策定に向けたアンケートを実施しております。策定に当たりましては、今年度実施をいたしましたアンケートの結果を基に、策定に係る審議会の意見や、子供の意見も十分取り入れながら策定していきたいというふうに考えております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

子供に関連して、産前産後ヘルパーということもありがとうございます。

子供に関連して、視点を変えて、少子化対策の不妊治療についてお尋ねいたします。

不妊治療が令和4年4月から保険適用となりました。また、県の助成制度で特定不妊治療費

の自己負担分を10万円まで助成する制度も行われています。しかし、保険が使えない治療を混ぜた混合治療の場合は、本来ならば保険が使える部分も含めて全額自己負担となるなど、いろいろ弊害も指摘されていますが、このような対策として、市としての支援策について何か考えているのはありますでしょうか、お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 国は、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、令和4年4月1日より、不妊治療を保険適用とし、体外受精などの基本治療は全て保険適用とされました。しかし、保険適用後も保険適用と認められていない先進的な医療技術等については、いまだに自己負担となっております。先進医療とは、厚生労働大臣が認める高度な医療技術を用いた治療法のうち、有効性・安全性を一定基準満たすものの、まだ保険適用の対象となっていないもののことです。先進医療は、一般的な保険診療の過程で患者が希望し、医師が必要を認めた場合に実施されます。認められれば保険診療と組み合わせて実施することができます。

さて、岐阜県におきましては、保険適用を行った特定不妊治療に対し、支払った医療費の3割負担分について、10万円を上限に助成する事業を令和5年6月1日より開始しております。このような現状から、市といたしましては、少子化対策の一環として手厚い支援を行えるよう、特定不妊治療の先進医療にかかった費用の一部を助成することといたしました。安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、不妊に悩む御夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用治療と併用可能な先進医療を受ける御夫婦の先進医療費の一部を助成する事業を令和6年度から実施する予定でございます。

なお、継続的な事業として考えておりますが、今後については、申請状況等を確認しながら慎重に判断をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

これで瑞穂市もまたどんどんと子供が増え、人口も増えていくようになるんじゃないかなと思います。

瑞穂市では、森市長が「誰もが未来を描けるまち瑞穂」を将来像に掲げ、心が通う助け合いのまち、夢あふれる、希望に満ちたまちを目指し、様々な子育て支援に掲げる施策を取り組んできました。今後もさらなる取組を推進していただきたいと思います。

これにて私の一般質問を終わらせていただきます。御回答ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 2番 藤橋直樹君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

再開は9時45分からとさせていただきます。

休憩 午前9時34分

再開 午前9時45分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ただいま議長より私の一般質問の発言の許可をいただきましたが、体調不良によりまして登壇ができません。したがって、質問席での質問をさせていただくことについて、議長の許可を求めます。

○議長（庄田昭人君） ただいま広瀬武雄君から、体調不良により、登壇でなく質問席での発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ただいまは許可をいただきまして、ありがとうございます。あわせて、ちょっと今朝ほどより声もかれていますので、大変聞き苦しい点があるかと思いますが、よろしく願い申し上げます。

それでは、私が事前に通告いたしました質問の順序によりまして質問をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

1点目は、震災時の電気による火災への対策。それから2番目は、災害時の断水対策と下水道の耐震化。3番目は、うすずみ研修センターについての3項目にわたりまして質問をさせていただきますと思います。

昨日は皆様方に黙祷をささげていただいて、犠牲者の方々に心よりお悔やみを申し上げ、なおかつ原発の問題でまだ2万9,000人ほどが避難生活を送っておられるとのことですので、心よりお見舞い申し上げながら質問に移らせていただきたいと思います。

既に御存じのとおり、輪島におきましては、朝市の周辺がほとんど火災で焼失いたしました。以前に私もそこへ行ったことがあります。テレビや新聞で見ると、大変残念な思いでいっぱいでございます。その原因は、様々な原因で火災が発生したと思っておりますが、やはりいざとなったときに、皆さんは分電盤、そういうもののスイッチを切らずに逃げたり、あるいは外へ避難したりということで、そのままになることが結果的には火災の大きな要因になっておるようでございます。過去の阪神大震災、それから東日本大震災におきましても、火災の原因が大体6割から7割と言われております。したがって、瑞穂市におきましても、南海トラフが来たときには、そのような想定が当然できるわけでございます。

したがって、常々思っておりますのは、感震ブレーカーなどを各家庭に設置するという施策を市としてもお願いすべきだと、かように思うところであります。もちろんこれは私も見てまいりましたが、4種類ぐらいありまして、分電盤設置のときに業者に最初から入れ込んで

いただくやり方、これは10万円ぐらいかかるんですね。それから後づけのものもありますし、それからソケットに設置するものもあります。それから、分電盤につり下げて、振動でスイッチが自動的に落とせるという、4種類ぐらいの感震ブレーカーが現在も市販されております。やはり各家庭にそういうものを、いずれかのものを設置させるためにも、市としては、半分ぐらい補助金を提供してでも促進されたらどうかなという感覚を持っておるところでございますが、それだけが原因ではありませんけれども、そういう意識向上を図るためにも、そういうことを積極的にやっていただけることを期待するところでありますが、東京都なんかは、ソケット式のものを無料で配付したという情報があります。東京都と瑞穂市は財政的に相当違いがありますので同等には扱えませんけれども、いわゆる行政としてのそのような働きかけを市民に対して積極的に行っていくということが、今この能登の災害を教訓として、火災に対しての対応をされるべきだと思いますが、担当部長の御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 改めまして、おはようございます。

廣瀬武雄議員の御質問にお答えさせていただきます。

感震ブレーカーとは、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具でございます。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に、電気火災を防止することができ、ブレーカーに気を取られることなく避難ができるということでございます。各家庭に設置することで出火を防止するとともに、周りの住宅等への延焼を防ぐことで被害を軽減することができるため、有効な手段と考えております。

一方、揺れを感知すると切断までに時間的猶予がないタイプの感震ブレーカーの場合、照明類も即座に消えてしまい、医療機器や防犯用の機器も電源が落ちてしまいます。夜間等に大規模な地震が発生した場合、避難時の照明が確保できない可能性があるため、停電時に作動する足元灯や懐中電灯を準備する必要があると考えます。しかしながら、過去の大規模な地震による火災や、元日に発生した能登半島地震による輪島市朝市の火災など、出火原因の半数以上は電気に起因するものと言われておることから、現状は感震ブレーカーの存在が広く市民に知られていないため、ホームページや出前講座などを活用し、その有効性について理解が深まるよう普及促進に努めていきたいと考えております。

また、以前にも議員のほうから同様の御質問をいただきまして、その後も女性防火クラブ等で回っていただき、周知をしているところでもございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 廣瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

いろいろデメリットもあるかと思いますが、メリットのほうが多いと思いますので、その辺を積極的に促進をお願いしたいと思ひますし、地元における中部電力の関係の電気保安協会においても、やはりここに資料がありますが、地震のときは自動で電気を遮断できる感震ブレーカーをつけましょうと。御存じですか。地震による火災の過半数は電気が原因という、そういう事実を御存じですかという促し方をしております。また、感震ブレーカーが非常に電気火災には効果的ですよということもうたっております。ここに事例を4事例挙げまして、先ほど申し上げました4事例の感震ブレーカーがあるということアピールしております。

したがいまして、瑞穂市の市民もどれほど皆さんが設置されているかは定かでありませぬけれども、積極的にそういうことを促進していただく、やはり役割を担っていただくのは行政ではないかと考えておりますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思ひますのと、いざ火災が発生した場合には、体制はいろいろな体制が組まれておりまして、それらについての対応は、消防署をはじめ、皆さん方の特別班が活動いただくことに期待しておりますところでございますけれども、次善策としてそういうことを対応していただくことを心から期待しまして、この電気火災における質問は終わりました、次の質問に移りますが、これもよく似た話ですが、能登半島地震、あるいは東日本大震災、あるいは阪神大震災等々、いずれの地震におきましても、水道管の耐震化、それから下水道管の耐震化という問題が避けられない現状でございます。水道施設の耐震化につきましては、言うまでもなく、本年正月に発生しました能登半島地震で地盤が何メートルも隆起し、または液状化により様々な被害が発生いたしました。地震発生となれば、液状化になる確率は当瑞穂市も非常に高いと思われまますが、今後、瑞穂市としては、水道施設の耐震化についてどのような考え方を持っておられるのか、まずもって上水道の耐震化について担当部長に御答弁を願ひたいと思ひます。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 改めまして、おはようございます。

現在の瑞穂市水道事業ビジョンの基本方針の一つであります強靱、災害に強い水道の構築を目標に掲げ、災害における避難所への水道の供給確保を目的に、重要給水施設管路の耐震化を計画的に進めております。この重要給水施設管路の耐震化率は、令和5年度末で69.5%、約70%を見込んでおり、計画どおりに進めております。

しかしながら、市内全域での給水管路の耐震化や、老朽管対策、また物価高騰など、現在の資金残高だけでは今後不足することが想定されるため、水道料金の値上げも検討しながら、持続可能な水道事業を構築していかなければならないと考えております。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 部長が言われるとおりでありまして、そのように推進していただくことは間違いのないと思いますが、具体的には、例えば、いざとなるとなかなか間に合わないとか、今なお能登半島地震においては、珠洲市などは先般、昨日あたりの情報によりますと、110件くらいは回復したけど、あと90%くらいはまだまだ水道が来ていないと、こういうようなことのようにございます。

したがって、私が日頃から考えていることは、新聞、あるいはテレビでも報道しておりますが、昨日の質問でも、企画部長は、それは瑞穂市はやっていないとおっしゃいましたが、常日頃から井戸水のある家庭とか、事業所との間に提携を結んで、いざ災害のときには提供いただけるようにするとか、現在やっていなければ、早速それをやっていただきたいと、こういうふうに念願するところでございます。

そしてもう一つは、やはりこうなりますとつくづく思うのは、昔ながらの井戸水の重要性、こういうものが避けて通れないと思うんですね。だから、現在もどれほどの井戸が瑞穂市内に掘られているかは承知しておりませんが、各公園がありますね。公園に井戸を掘って、阪神大震災のときなんかは、何かせせらぎのような水を流す公園を造ったというような報道もあります。したがって、瑞穂市の場合は、各公園にせせらぎ公園というような、名称はどちらでもいいんですが、全ての公園に井戸を掘って、絶えず水を流しておると。昔、御存じのように、百間掘という言い方がありましたが、我々子供の頃は、絶えず水が豊富で、スイカとかウリをそこで冷やして食べながら過ごした記憶があるんですが、再びそういう、いつも水が流れていると。大垣の南側も昔はそういうところがありまして、非常に水が豊富だなという印象を持っておったところではございますが、瑞穂市も大垣にすぐ近いわけでありまして、必ずそういうことができると思うんですね。だから、それを早速、井戸を1本掘るのにそんなに大きな費用はかからないと思いますので、あらゆる公園に井戸を掘って、あるいは介護事業所、あるいは避難所の近くにも井戸を掘って、いざとなるときには給水タンクとかそういうことも重要ですが、井戸水で対応ができるという体制を整えていただくことを要望するところであります。その辺についての見解はいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 今3点の御質問があったと思います。

まず、断水時の水の確保というところでございますが、災害時の給水活動といたしましては、備蓄の飲料水の配布に加え、水源地に備えてあります給水袋による飲料水の配布などとなります。しかし、それだけでは十分な量の確保とならないため、令和6年度当初予算に折り畳み式簡易給水タンクと貯水槽への蛇口の取付修繕工事を計上させていただいております。折り畳み式簡易給水タンクは、別府や宮田の水源地でタンクに給水し、軽トラなどにより避難所まで搬入し、給水することを想定しております。

また、各避難施設に附帯している貯水槽に蛇口を取り付け、有事の際には貯水槽内の水を災害用の飲料水として活用することを考えております。

なお、災害時の物資支援の協定についても積極的に進めていきたいと考えております。

2点目でございますが、井戸の自治体の方々と事前登録というところで御質問をいただいたと思います。

災害時協力井戸の制度とは、災害が発生したときのライフライン途絶に備え、命を守る水を確保するため、地域の方々に御提供いただくものでございます。瑞穂市では、その制度は、議員言われたとおり、現在はございません。県内の21市では、大垣市、関市をはじめとして5市が登録制度を設けており、残りの16市は制度を設けておりません。

災害時、井戸の活用につきましては、御近所の方々などでお互い支え合い、助け合う活動、地域コミュニティーを活用した共助の取組で支援し合えるのではないかと考えます。それぞれの地域の中で御近所同士、ふだんから顔の見える関係を築いていくことが地域の防災対応能力を高めていくことにつながっていくのではないかと考えております。

しかしながら、今後につきましては、市内の井戸の設置状況について現在把握できておりませんが、地下水が豊富な当市では、かなりの数の家庭用井戸が存在すると推測いたしますので、井戸の調査を行い、数量を把握することも検討していきたいと考えております。

最後に、公園等に井戸を掘ってはというような御質問でありましたが、公共施設に井戸を掘り、断水に備えてはとの御質問でございますが、市内には、消防用水利として、防火井戸を613基設置しております。井戸を確認いたしますと、避難所である小・中学校付近の道路には防火井戸が設置されていますので、新たに公園施設に井戸を掘り、確保することは今現在では考えておりませんが、生活用水として防火井戸を利用することができると考えております。

現在設置の防火井戸を消火活動で利用している場合などを除き、くみ上げ用のポンプを設置し、水をくみ上げて、生活用水として利用することは十分可能と考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

最後の答弁で、防火井戸が云々という答弁がございましたが、それは承知しておりますが、いざとなったときには、くみ上げるために消防車を持ってきてくみ上げないと対応ができないというように聞いております。そういう意味では、それもそれで結構でございますが、やはりプラス、先ほど来申し上げている井戸は、昔からのポンプを手でがちゃがちゃやると普通に出てくる井戸がありますね。ああいうものが消防車を持ってきて吸い上げるというよりも手軽に飲料水が手に入る。もちろん殺菌は絶えずやっておらないと飲料水にはならないと思いますけ

れども、そういうポンプを設置するような対応も含めて、簡単に水が飲める、あるいは利用できるという体制をやはり消防の云々もさることながら、プラスアルファお願いできると誠にありがたいかなど。

昨日の羽島市の議会でも載っておりましたが、いわゆる農業用水用の井戸ですね、瑞穂市にも田植の時期になりますと、井戸から水をくみ上げて、田んぼの中へ農業用水を通じて水を満たしておりますが、そのような井戸との提携、区長さん方とのこれは契約になると思いますが、そういうものも含めてお考えいただくことをもう一つ御提案というか、考え方として述べていただけたらありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 今し方議員がおっしゃったとおり、防火井戸については、ポンプを活用しないと水が上げられないということでございます。

また、私も今朝の新聞を見まして、羽島市のほうの農業用水の利用というようなこともございました。この1月1日の能登半島地震について、各市町がいろんな方策を考えておると思います。各市町に情報を共有していただきながら、対応を今後検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ぜひとも一つ、既存のものも含めて、新しい施策も取り入れていただきまして、明日は我が身と思われるような震災が来たときでも、ああ、あのときに事前に対応しておいてよかったというようなことが言えるような対策を今後も皆さん方で熱心に御協議いただきながら実行していただくことを期待いたしまして、私のこの質問は終わりたいと思います。

3番目の質問になりますが、これはかねてより私も今から六、七年前に質問した記憶がありますが、うすずみ研修センター、そんなところに研修センターがあると言われる議員も中にはあられるかも分かりませんし、市民の中にも、うすずみにそんな研修センターなんかあるのという方々も結構おいでになると思います。この研修センターは、振り返ってみますと、平成8年頃の臨時議会で承認いただいて、御存じのとおり、当時の竹下総理大臣が全国に1億円をばらまいて、何に使ってもいいよという、そのお金の使い方の一部が研修センターだったというふうに認識しております。お隣の旧墨俣町は、一夜城を造るときにその金を使ったと伺っております。

当時は、余談ですが、なぜ根尾村に研修センターを造らなければならなかったのかということをつらつら考えてみますと、余分な話ですが、当時は、国会議員、県会議員、そういう方々の票田が根尾にあったんですよ。当時の穂積町の皆さん方は、こぞって自転車で根尾村へ選挙

運動に行った記憶が、私は子供心に記憶に残っております。そういう水面下の動きもあって、非常に風光明媚なところだからというのは表面的な理由であります、本音はそういうところにあったのではないかと思います。けれども、それはそれとして、それは議会の承認を得て、きちんと対応していただいておりますので、うすずみ研修センターが瑞穂市のものであるということについては何ら疑義は生じておりませんが……。

○議長（庄田昭人君） 静粛にお願いします。

○15番（広瀬武雄君） ちょっとやかましいね。

ということで、瑞穂市が研修センターを取得した事実は紛れもない事実でありますし、以来ずっと利用もしてきたし、利用もしてこなかったりということで、この10年間にわたりまして、どのぐらいの利用率、あるいは利用件数があったのか、まずもって担当の教育委員会にお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） それでは、現在はちょっと指定管理者が決まっておりますので、休館状態になっておりますので、平成25年度から令和4年度の数字ということでお答えさせていただきます。

平成25年度は19件で476人、26年度が18件で574人、27年度が17件で718人、28年度が20件で742人、29年度が21件で761人、30年度が22件で819人、令和元年度が20件で584人、2年度が2件で34人、3年度が4件で84人、4年度が2件で101人となっております、平成28年度以降は、瑞穂市民の利用がないという状況になっております。以上であります。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ことごとさように瑞穂市のものでありながら、この今発表いただいた利用は、瑞穂市民の利用なのか、先回の質問によりますと、本巢市とか岐阜市もそこを利用しているの人数の当時の次長の発表がありました。今おっしゃっていただいた人数は、全て瑞穂市民の利用なのかどうか、再度質問いたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 瑞穂市民以外の方もこの施設を使われた人数になりますので、瑞穂市民の方は、今申し上げました28年度以降の人数の中には一人も見えない。瑞穂市民の利用といたしましては、平成25年度に60人、27年度に53人利用されているという状況です。以上です。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君）　ということで、やはり瑞穂市民はほとんど利用していない、あるいは学生が研修センターで研修したという事実も、僅かではあるかも分かりませんが、ほとんどなくて、今発表いただいた人数は、前回の質問でもただしましたが、これは自治会活動の中における研修で50人とか60人が行っているというようなことでございまして、本来の研修会館、あるいは研修センターという、もちろんそういうことで市民が使ってもいいんですが、生徒とか学校の先生方がお使いいただくのが本来の姿ではないかと思えますし、そして今、本巢市の方々とか、岐阜市の方々まで使っていたら、それは使用料をいただいていたのかどうか、あるいは無料で使っていたのかどうか、その辺も再度確認したいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君）　佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君）　市外の方が利用される場合には、使用料はいただいているというふうに認識しております。市内の場合は、減免規定というのがございますので、ちょっと定かではありませんけれども、はっきり言えるのは、多分市外の方が利用された場合には、間違いなく使用料はいただいていたということになると思えます。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君）　広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君）　いずれにいたしましても、私もこの前質問する直前に研修センターを見て回ってまいりましたが、使っていないからかどうかは分かりませんが、およそマイクとかスピーカーなども更新しないととても使える状態ではないと。それから、今答弁にありましたように、現在は指定管理者が結果もうやめたということで、次の指定管理者が決まっていないんですね。だから閉鎖されてしまっていて、研修センターを使おうと思っても使えない。あるいは温泉も、前はいつも温泉が湧いていたんですが、現在は温泉も休止してしまって、道の駅だけがぽつんとあるだけと、こういう現状でございます。したがって、従前の質問でも申し上げましたが、瑞穂市があの施設を保有していること自体に何かメリットがあるのか。あるいは早く手放したほうがいいんじゃないか。もうそろそろ30年近くなりますので、解体、リフォーム、そういう問題が発生いたしますと、瑞穂市の持分の関係でその費用の負担が請求されるという、そういう負の面がありますので、その辺をどのように捉えておられるか再度御答弁願いたいと思えます。

○議長（庄田昭人君）　佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君）　うすずみ研修センターは、自然と親しみ、研修できる場を提供するとともに、多くの人との交流を図るための施設として、うすずみ温泉四季彩館の中に設置されました。この目的と近年の利用状況を含めて総合的に判断する必要があると考えております。以上であります。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ですが、現在はここ2年ぐらいにわたりまして休止状態で、利用するにもできないとあれば、前の質問のときと同様以上に持ち続けていることに疑念を感じず以外に何も無いということでございます。したがって、何か保険料だけは負担させていただいているそうのございます。さらに先ほど申し上げたリフォームとか解体のときには、案分に従って本巢市からこちらへ請求が来る可能性は十分あると考えます。そして、底地は、前回の質問によりますと、何か当時で平成38年ですから、現在令和になりましたが、来年か再来年に土地の期限も来るやにそのときの答弁では記憶しておりますが、その辺のところ、あるいはその登記はどういうふうになっているのか。いわゆる持分登記になっているのか、瑞穂市単独の平米で所有権登記がされているのか、その辺も含めて再度御答弁願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） まず登記につきましては、土地は今の本巢市の所有になっております。区分処理とかはされておられません。建物につきましては、そもそも公共施設です。登記がございませんので、御了承いただきたいと思います。

令和5年度からこの指定管理者が決まらず、当面の間、休業とされました。確認しまして、5年度中の指定管理者の応募はなく、6年度も引き続き募集を行ってということで本巢市からは伺っております。

当施設につきましては、平成22年の包括外部監査において、監査人より、施設を本巢市に移管してはどうかという御意見をいただきました。また、今議員がおっしゃっているとおり、平成29年9月議会で、平成30年度からの指定管理者の議決に伴い、一般質問で議員より、無償譲渡についてお尋ねをいただいております。

現在休業状態でありますので、ホテルの一部である研修センターの交渉については難しいところがあるかと思っております。また、本巢市では、ホテルの用途変更も視野に入れてみえるようですので、今後の活用方法も踏まえながら、本市としての方針を固めて、協議・交渉していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上であります。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） はい、ありがとうございます。

前回の質問の最後に、当時の副市長の早瀬副市長からは、本巢市に行ってみると。いろいろ交渉しましたが、具体的なことは申し上げられませんが、今後市議会の皆様方にもいろいろと途中経過を報告しながら一緒になって検討していただきたいという答弁で

終わっております。がしかし、その間、6年ほどたちますが、1回も本巢市との交渉について議会側に報告はございませんでした。文教厚生委員会には若干あったかも分かりませんが、ま
ずなかったと思います。

そういう関係から、最後になります。市長の考え方をちょっとお尋ねしておきたいと思
います。そして今後、広域連合でいつも本巢市の市長と顔を合わせられますが、その節にいろ
ろとお話をされて、前向きな解決をお願いできたらと思っておりますので、市長の答弁を求め
ます。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 広瀬武雄議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私もこのうすずみ研修センターというのが、今から30年ほど前のふるさと創生の1億円で、
その資金を活用してこの根尾のほうのうすずみ研修センターを整備したということを伺って
おります。近隣では、一夜城や、さらには全国的には金を購入して、今はもっとすごい金額に
なっているような、そんな自治体もあるということをお伺いしております。

先ほどの教育委員会事務局長の答弁の中にもありましたが、今、令和5年から6年にかけて
指定管理がないというような状況を踏まえて、指定管理者が決まっていないということから
も、譲渡すべきではないかということをお伺いしております。そのようなことを考えながら、今年
度中といえますか、今年中には、本巢市のほうに今の状況を踏まえて市の方針を示してい
きたいということをお約束申し上げます。そして、今は指定管理が決まっていないこと
で、これからどのような活用をされるのかということをお伺いしながら、後悔しないよ
うな、そんな判断をしていきたいということをお答えをさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ということで、ぜひともここ近々にお話し合いをさせていただきまして、積極的な対処の仕
方を示していただくことを期待いたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（庄田昭人君） 15番 広瀬武雄君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

再開は10時35分とさせていただきます。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 皆さん、こんにちは。

議席番号14番、公明党の若井でございます。

ただいま庄田議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って質問をさせていただきます。

傍聴の方におかれましては、本当に本日は足元の悪い中、議場にお越しいただきまして感謝申し上げます。

最初に、本年元日に発生しました能登半島地震で犠牲になられた方に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた全ての皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興を祈念してまいります。

今回の質問とは関係ありませんが、3月9日付の新聞で、健康づくり推進学校表彰で穂積小学校が全国で最優秀賞を受賞されたといううれしい記事が載っておりました。御紹介と確認をさせていただきます。

今回の私の質問は、大きくは3点。

最初に、瑞穂市の地域防災計画について、2点目は、巢南公民館多目的ホールの空調設備について、3点目には、瑞穂市福祉作業所の医療機器の電源確保についての3点を質問させていただきます。

防災・減災の充実をという観点から、この3つのテーマは少なからず関連をいたしておりますので、通告に沿って御質問させていただきますが、昨日来より、この防災関係、たくさんの議員さんが関心を持っておられることでございます。質問が重複するかと思いますが、私なりの視点で質問させていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

以下は質問に移り、質問させていただきます。

最初の質問は、瑞穂市地域防災計画について伺います。

冒頭にもお話ししましたが、本年元日に発生した能登半島地震では、発災から2か月以上の時間が経過して、今なお避難所での生活を余儀なくされておられる多くの方々に思いを寄せますと本当にいたたまれない思いであります。しかし、当然私たちは瑞穂市民の安全・安心のために、有事の際を想定して必要な備えをしておかなければならないわけであり、そのために瑞穂市地域防災計画が策定されているわけですが、実は私は通告の際に資料を少し間違えまして、令和3年3月の資料を基に通告の内容を作成してしまいましたので、多少文言に相違がありましたらお許しをいただきたいと思います。

令和5年3月の改正版での文言で質問をさせていただきます。

第1章、総則、第2項の計画の性質の3では、中略して途中からですが、関係機関相互の緊密な機関調整を図るために、必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害発生時、災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整備した実施細目、いわゆ

るマニュアル等については、さらに関係機関において別途定めることを予定しているとあります。参考までに、このところは令和3年3月の段階では、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した実施項目と続いておりますが、昨年の5年度では、先ほども御紹介したとおり、災害発生時及び災害発生のおそれがある段階でというふうに追加がされております。この点はより緊張感が感じられますし、平時の備えの重要性を感じるのは私だけではないというふうに思います。

続けて、総則の第2項、計画の性質の2では、1. 市民の生命の保護が最大限図られること。2. 市の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小限化を図ること。4. 迅速な復旧・復興を図ることとあります。これは言うまでもなく、この計画の最も大切な項目が遂行されるために書かれているわけですが、第2項の4では、これも中略して途中からですが、防災関係機関は、平素から研究、訓練、研修を行うなどして、この計画の習熟に努めるとともに、市民に対し、この計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるといふふうにあります。

昨日から各議員もお話をされておりますが、東日本大震災発災から昨日で満13年が過ぎました。本年元日の能登半島地震、熊本地震からは8年、さらには1995年1月17日発災の阪神・淡路大震災から本年は29年の時が経過をいたしました。どれほど時が経過をいたしましても、被害に遭われた方や御家族の思いは想像の範疇を超えていきません。

災害に対して、自助という言葉は、この阪神・淡路大震災での教訓を受けて浸透されてきたとお聞きしております。この計画は、災害時、被害を最小限に食い止めるためのものであり、行政が考え、取り組んでいる研究、訓練、研修の現状と、そのことを市民にどのように周知しておられるか、まず1点目はここを伺ってまいりたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 議員言われるとおり、瑞穂市地域防災計画の第1章、第1節、第2項の4には、防災関係機関は、平素から研究、訓練、研修を行うなどして、この計画の習熟に努めるとともに、市民に対し計画の周知を図ることとあります。

そこで、現状はとの御質問でございますが、具体例を挙げさせていただきますと、研究といたしましては、他市町の災害対応事例や条例などの取組、新しい防災資機材や備蓄食料の情報、過去に起こった大災害などの状況や復旧・復興に向けての進め方など、絶えず防災・減災に対する研究を行っておるところでございます。

次に、訓練ということでございますが、市の総合防災訓練の開催、自治会を中心とした避難所確認訓練の開催、自治会独自で行う防災訓練など、毎年繰り返し訓練を行っていただいております。

最後に、研修といたしましては、自治会長への防災講演会の開催、防災士養成講座の開催、

防災リーダー研修会の開催、出前講座の開催など、自治会長や市民に対し防災啓発活動を行っております。

なお、計画の周知につきましては、ホームページや各種講座などにおいて周知・啓発を行っているところでございます。以上です。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 今このことをまずお聞きするのは、やはり能登半島地震がまだ2か月少しということで、市民の方の関心も高いということでございますが、当然、この前の環境宣言ではないですけど、私は本当に市民の方のボトムアップというか、本当に市内全体が危機管理を持っていただくことが重要だと思っておりますので、今企画部長がおっしゃった研究、訓練、研修等の実態はお聞きしましたが、現実はまだまだ周知されておらないような気がしてなりません。ですが、今もお話ししましたように、自助の精神というのがどこまで浸透されておるのか、ここはしっかりお互いですけれども、関心を持っていきたいというふうに思っております。

さらに、計画の第1章、第1節、第2項、計画の性質5に、毎年度の当初に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するとあります。何度も言いますが、元日に発生した能登半島地震の教訓を受け、本年当初の内容修正の必要と、先ほど触れましたけれども、令和3年度当初になかった災害発生のおそれがある段階でといったような文言が少し加えられておりますが、本年当初はどのような事柄に重きを置いて検討されておられるのかを伺います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 瑞穂市地域防災計画の第1章、第1節、第2項の5に、毎年度の当初に検討を加え、必要があると認めるときにはこれを修正するとございます。災害対策法第42条第1項により、市地域防災計画を修正する場合は、県の地域防災計画に抵触してはならず、県の修正を受けて修正する必要があり、毎年度、瑞穂市防災会議を開催し、修正を行っております。

元日に発生いたしました能登半島地震の対策等については、国の中央防災会議が作成する防災基本計画が修正されると推測され、その修正を受け、県の地域防災計画の修正が行われ、その修正を踏まえて市の地域防災計画の修正を行うこととなります。また、地域防災計画の修正は、瑞穂市防災会議に諮り、修正を行っております。

瑞穂市防災会議の委員については、瑞穂市防災会議条例第3条に組織の項目があり、その中に、委員の人数は25人以内、指定地方行政機関の職員、岐阜県の知事の部内の職員などの職者を充てることとなっております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 県の修正を受けてということで、県も当然しっかり、近いところの災害でございましたので、また大きな災害が予想される中、文言だけではないと思いますけれども、県の修正を受けて当市も考えていかれるということを確認させていただきました。

次に、各機関の実施責任と処理すべき事務、または業務の大綱での第2項、実施責任の6で、市民についてというふうにあります。先ほどは、市民が自助に対しての意識の高さを行政はどのように認識しておられるのかということを確認させていただいた上で、これも中略でございます、途中からですが、市民は自らの生命は自ら守るとして、その後、みんなの地域はみんなで守るという意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努めるとあります。現在、みんなの地域はみんなで守るという危機管理の認識度について、併せて防災知識の普及について、行政はどのように捉えておられるのか伺ってまいります。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 市といたしまして、市民の危機管理に対する認識度の捉え方につきましては、上がっていると捉えています。その理由につきましては、数字に表れているものについては、市民メールの登録件数や防災読本の配布数の増加で、防災に対して市民の皆様の関心度が上がっているのではないかと考えております。

また、自治会、いわゆる自主防災組織になりますが、防災訓練の継続、防災資機材の購入や食料などの備蓄、防災倉庫の設置など、自治会として自主性や防災に対して積極的に取り組む姿勢が上がっていると感じております。

その反面、ありがたいことではありますが、瑞穂市では近年大きな災害が発生していないため、中には少し危機感が薄れている方も見えるのかもしれないので、防災出前講座や市主催の各種防災研修での防災知識の普及、防災・減災について啓発などに努めてまいります。

繰り返しになりますが、窓口での自治会、市民からの防災・減災対策や備蓄に関する相談などが増えていると感じており、確実に市民の危機管理に対する認知度は上がっていると捉えておるところでございます。以上です。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） このまちは自治会の加入率が6割強というか、全体的には本当に多方面からこの地域に越していらっしゃる方が多いというふう聞いて、また人口も増加している状況でございますが、やはり企画部長が言われたように、市民メールの数が増えてきているというのは、少し関心が高くて安心するのかなと。自治会活動とか、また市の防災訓練、また地域の防災訓練等、意識がどんどん高まっているというふうに感じますが、やはりもういつどこで本当に起こってもおかしくないような災害の状況の中で、やはり市民の方が大きくいろんな

情報を取られることに関して、その市民メールの数が上がっているというのは、少し安心をしたところでございます。

要は、行政がどれだけ立派な計画を立てたとしても、災害発生の直後は誰も、先ほども言いましたように、自分の命は自分で守るという自助をどれだけ浸透させていけるかに尽きると考えます。そして、その後に共助というふうに発展していくというふうを考えます。地域防災計画の必要性は言うまでもなく重要でございます。しかし、その計画がどんなに立派だったとしても、市民の危機意識の低下であったり、また無関心であったりしてはならないというふうを考えます。危機管理意識の向上、認識度の向上等も何らの形でチェックをお願いしたいというふうに思います。

これは、能登半島地震のときに、珠洲市の総合病院の院長のお話が新聞で載っておりました。防災計画というか、病院で計画を立てていたんですけど、けがをされた方が予想の10倍ほどおられたとか、職員がすぐ駆けつけて対応に当たるという計画も立てておられたようですが、3分の1の方しか来られなかった。御存じのように、隆起があったり、道路が寸断されたり。ですからやはり何度も言いますが、しっかりこの計画を行政が立てていただいた上で、市民の方の自助という部分がどれだけ浸透しているか、このことを本当に行政としてしっかり、どんな形にしろ、お互いですが、チェックをしながら意識を高めていただきたいというふうに思っております。

1番目のこの質問の関連として、防災読本の57ページ、避難所施設の一覧では、避難所の数というのが各校区で大きく差があるように見受けられました。特に、生津小学校区が極端に少ないと感じたわけですが、これは対策等は何か考えておられるかお伺いします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 生津校区につきましては、指定緊急避難場所として生津小学校、生津スポーツ広場、各都市公園など多数存在しておりますが、指定一般避難所となりますと生津小学校体育館のみで、他校区と比べると少なくなっているのが現状でございます。しかし、校区別の人口、世帯割合や、下生津自治会が穂積北中学校を避難所としていること、生津小学校体育館の収容人数が1,000人であることを踏まえ、他の校区とそれほど違いはないのではないかと考えております。

しかし、避難所は不足しておりますので、大きな商業施設などと災害時における施設の一時使用など、避難所として使用に関する協定などを結ぶことができるよう積極的に進めていきたいと考えております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） これはぱっと見た感じのイメージでお聞きしたわけでございますけれ

ども、今そういう御答弁を聞けば少しは安心をするかなというふうに思います。

地域防災計画では、年度の当初に必要な場合、その内容を検討するとのことでした。今回の質問には通告いたしておりませんので、ぜひとも検討をいただきたい内容に、一昨日の3月10日の岐阜新聞の記事に、防災計画の中に、男女共同参画部署の割合が全国の市町村でも8割が明確に位置づけされていないという記事でした。

当市の防災計画を確認しますと、第2章、災害予防、第1節、総則、第1項、災害協働社会の形成・推進、さらに2の推進体制の3に男女共同参画、その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立。市は多様な視点に配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命など、防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画、その他多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し、明確化しておくよう努めるというふうに書いてあります。このように書いてあるわけですが、これは先ほど言った各部の役割になっているのかどうなのかなんですけれども、この各分野において明確化をしておくよう努めるというふうに書いてありますので、今後、この当初のときに限らずですけれども、各分野に具体的にこの男女共同参画の部局の方が携わっていただけるようお願いをしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

巢南公民館多目的ホールの空調設備について伺います。

この施設は、昨年夏、エアコンの不具合で何度か施設の利用ができなかったというふうに伺いました。巢南地域の各年代層の多くの市民が各種のイベントや研修、講習会等、利用頻度の高い施設であります。さらに、有事の際の避難所にも指定されているこの施設でございますが、空調の整備の必要性について伺います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 巢南公民館は、瑞穂市建物系公共施設個別計画の方針で、新庁舎建設に合わせて統廃合等を検討することとなっています。そのため、空調設備の更新等を行わず、現在の設備で公民館を維持し続けていきたいと考えております。空調設備が正常に使用できるよう毎年保守点検を行い、必要に応じ修繕を行っておりますが、築45年を経過し、老朽化が進んでいることから、突然機械の故障等が発生して、今年度のように急遽利用をお断りするなど、利用者の皆様に御迷惑をおかけすることは否定できません。

しかしながら、多目的ホールは地域のイベントや活動で利用率が高い施設ですので、引き続き空調設備の正常稼働をできる限り維持し、利用者の皆様が安心して使用できるように努めてまいります。ただ、今後は故障原因の特定が難しく、交換部品の製造中止ということも考えられますので、統廃合の時期を見据えながら、最小限の経費で代替設備も検討材料に入れていき

たいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。以上です。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 利用者の方も何か手はないのかねというふうに聞かれております。ちょっと私も勉強不足でございますけど、今教育事務局長言われるみたいに頻度が高い施設ございますので、やはり使えなかったとかいうようなことが頻繁に起こりますと、新庁舎の話をされますけれども、まだまだ先のことでございます。巢南地域にとっても重要な施設ですので、しっかり御検討いただければというふうに思います。

今回、3中学校の体育館のエアコン設備の予算計上の方向性も、やはりその施設、体育館の持つ意味合い、いわゆる有事の際、避難所としての空調管理の必要性が重要視されたのではないかなというふうに理解をしております。地球温暖化による、毎年のように夏場の気温の異常な上昇は中学生の授業等にも大きく影響してくるとの判断があったというふうに考えております。私的には、五、六年ほど前から避難所とされる体育館のエアコンの設備の考え方を何度か質問させていただきましたが、当時は体育館が古く、エアコン設置の効果が考えにくいという御答弁を何度かいただいております。しかし、これも当時は時が熟しておられなかったということ判断して、今回の3中学校へのエアコン設置の方向性は大変喜んでおる者の一人でございます。巢南公民館多目的ホールの利用頻度も高いということも確認させていただきましたので、このことも併せて、今お話ししましたように、前向きに御検討いただくことを期待し、最後の質問に移ってまいります。

瑞穂市福祉避難所の医療機器の電源確保について伺います。

当市は、災害対策等の有事の際に、市内の多くの企業さんと防災協定をいただいておりますが、そのうちの1件、福祉避難所として市指定のスマイルプリーズさんを御利用されている方より御相談をいただきました。

その御相談の内容は、医療機器の電源を確保するために、市の支援をお願いしたいというものでございました。私も早速現地にも行かせていただき、状況を見させていただき、さらには公明党の国会議員に相談をし、国の来年度予算のメニューの情報を得ました。その中に、医療的ケア児保育支援事業として、1つ、施策の目的、2つ、施策の内容、3つ、実施主体等には都道府県、市町村となっており、補助基準額の加算分単価の7という項目には、災害対策備品の整備として、1市町村当たり事業費補助金額が10万円というふうにあります。補助割合は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。万が一、災害等が発生し、停電をして医療器具が使用できない危険な状況を回避するためにも、発電機などの非常の電源確保の整備についてお考えを伺います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 御質問にお答えをさせていただきます。

国の令和6年度保育関係予算概算要求の概要という資料によりますと、保育所における医療的ケア児の災害対策として、停電時における安全・確実な電源確保等医療的ケア児の災害対策として必要な備品の補助を実施するとあります。補助事業の趣旨としては、医療的ケア児の保育を行っている保育所において、保育時間中に災害が発生し、停電が起こった場合の電源確保対策に係る備品整備の費用に補助を行うものと認識をしておりますが、議員が言われる事業所がこの補助金の対象事業所となり得るかは、今後調査していきたいというふうに思っております。

また、この補助金以外に、市と民間福祉避難所として協定を結んでおります事業所等への補助金メニューについて有無を調査いたしました。現時点では補助金メニューを確認できませんでした。

しかしながら、福祉避難所として非常電源設備の確保は必要であることから、今後新たな補助金メニューの創設に関しまして注意深く情報を収集して、情報提供に努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） この市が指定している福祉避難所が対象になるかならないかということをお聞きしたいのですが、対象にならないんですかね。お聞きします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 議員言われるこの補助金は、あくまで保育所関係の整備に関する補助金でございますので、福祉避難所としてはちょっと視点を変えて考えないといけない部分がございますので、先ほどスマイルプリーズさんと言われましたですかね、スマイルプリーズさんが保育所としてこの補助金の補助対象事業者になるかどうかということについては考えないといけない部分かということでお答えをさせていただきました。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 私は、これは行政的なことで補助金のことでもありますけれども、瑞穂市が指定をしておる福祉避難所という名目でございますので、これに当てはまるかというふうに思っておりましたが、今福祉部長言われるみたいに当てはまらないのであれば、また御検討いただきたいというふうに思っております。要は、命に関わること、今もお話ありましたので、ここだけではないと思いますけれども、やはりこういうところを利用されておられるお子さんをお持ちのお母様の切実な思いであったこともお酌みいただければというふうに思います。

続いて、今のこの瑞穂市で一番新しく指定された避難所であったというふうに、これはホー

ムページにも載っておりましたし、新聞等でも載っておったかと思いますが、この福祉避難所と今の災害計画もそうなんでしょうけど、こういう福祉避難所となったところのやっぱり状況を、きめ細かな連携とか意見なんかも聞かれることも重要なというふうに思います。今回の質問のまとめとしてもまたこれは触れさせていただきたいと思いますが、最後にこのことはお聞きしていきたいと思います。

次に、これは福祉施設とは関係ないですけども、従来、先ほどからお話ししておるように、今回、非常に各議員からも関心が高いところでございますので、同じような質問になるかというところの一つでございますが、発電機、これもよく今市民の方から聞かれるんですけど、単純に発電機関連の質問なんですけど、この能登半島地震の教訓として、有事の際、当市の各避難所の発電機の備えはどのようになっておるのか、ここを伺っていききたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 避難所では、災害時における停電への備えとして発電機を備蓄しており、場所につきましては、各小・中学校及び朝日大学に設置してあります防災倉庫に備蓄してあります。台数につきましては、各倉庫に5台ほど備蓄しており、発電機の種類としては、ガソリンやガスを燃料とし発電するものでございます。同様に、それぞれの燃料であるガソリンやガスも同じところに備蓄しておるところでございます。

また、令和6年度当初予算において、発電機と蓄電池それぞれ10台計上し、避難所への電源確保を図っていきたいと考えております。

現在、避難所の電源対策としましては十分ではありません。小さいことからでは、乾電池などの備蓄も含め、ソーラー発電など新たな電力も考えていく必要があると考えております。今後もさらなる発電機や燃料の確保なども含め、避難所の電源の充実に向けてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。以上です。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） これもまたちょっとまとめて後で確認をしたいと思いますが、やっぱり停電のときと同じように、断水のおそれも本当に危惧されるところでございますが、今回、能登半島地震で長期にわたり断水となっております。水の確保、給水の大切さが浮き彫りとなっております。これは1つで聞こうと思ったんですけど、何回も多分、企画部長のほうで今回答えてみえます。同じように私も井戸のことが非常に前から関心があるところで質問させていただきましたが、昨日は広瀬守克議員、若園五朗議員、先ほどの広瀬武雄議員が同様にこの井戸について聞かれております。多分同じような答弁になることを踏まえた上で、昨日、広瀬守克議員がおっしゃった、市内にやっぱりどれだけの井戸があるのかということ調査する必要があるのではないかなということと同じように、今ふと思ったんですけど、発電機等も避難所

だけに置いておくのではなく、やはり各御家庭とか企業さんが発電機をどのように持っておられるのかというようなことも、やはり調査というか、先ほど言った、昨日馬淵議員もおっしゃっていましたが、自助の後には共助、本当にお互いがお互いを助け合っていくという観点から、細かいことになっていくかもしれませんが、本当に有事の際を考えたときに、この井戸もそうですし、発電機等が市内にどのような形で有事の際に御協力をしていただけるのかということを確認する上でも、何らかの形で調査を必要としますが、このことについてお考えを伺います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 今、井戸の御質問でございましたが、まず水の確保というところも御質問いただいたと思いますので、まずそちらのほうから御回答させていただきます。

避難所の飲料水の確保という面から答弁させていただきます。災害時の給水活動としては、備蓄の飲料水の配布に加え、水源地に備えてあります給水袋による飲料水の配布などとなります。しかし、それだけでは十分な量の確保とならないため、令和6年度当初予算に折り畳み式簡易給水タンクと貯水槽への蛇口の取付修繕工事を計上させていただいております。折り畳み式簡易給水タンクは、別府や宮田の水源地でタンクに給水し、軽トラなどにより避難所まで搬入し、給水することを想定しております。

また、各避難施設に附帯している貯水槽に蛇口を取り付けることができるよう改修し、有事の際には蛇口を取り付け、貯水槽内の水を災害用の飲料水として活用することを考えております。

また井戸の御質問でございしますが、避難所に井戸を設置してはというような御質問です。市内には、消防水利として防火井戸を613基設置してございます。井戸を確認してみますと、避難所である小・中学校付近の道路には防火井戸が設置されており、新たに公共施設に井戸を掘り、生活水の確保を図ることは今現在は考えておりませんが、生活水として防火井戸を利用することはできると考えております。

また、災害時、水の必要性・緊急性は過去のどの災害でも叫ばれているところでございますが、大変重要なことと認識しております。防火井戸を使用することによって、少しでも被災者の水不足が解消されればと考えております。しかし現状、市民の皆様に防火井戸がそのような形で活用できるということや、井戸から水をくみ上げるための取扱い方法等が知られていないのではないかと思います。今後は、出前講座などいろいろな場面を通じて、防火井戸の位置や取水方法、生活水としての利活用方法についても情報提供をしていきたいと考えております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 今最後に周知をしていくという、ずっと同じことを聞いていますけど、やはりこれだけやっていただいていることの市民への周知というのが、今は本当に市民の方も関心が高いし、不安、電気どうなの、水どうなのという形で聞かれますけれども、完璧ではないにしても、そういう体制を取っておるということをしっかり周知していただくことが大事かというふうに思いますし、私も昨日から本当に同じような質問が続いて、部長の答弁がもう頭に入っているような状況でしたので、先に質問が飛んでしまいましたけど、何度も何度もこの井戸の重要性をお話ししてきましたが、この地域が本当に地下水が豊富であるということもほかの議員さんも何度も話しておられます。よりよい活用、要は災害時に水が困らないという状況をつくり上げられるかどうかだというふうに思いますので、お願いいたします。

私自身17年前に、議員という形で仕事をさせていただく前から、自発的に防災士という資格を取得してまいりました。その志は、災害時、自分が地域のために何か役に立ちたいという単純な発想でしたし、当時、防災士という資格も知識だけを覚えるような認識でおりました。ただ、その思いがあったがゆえに、議員にさせていただいて、13年前の東日本大震災の折には、発災から半年が経過した8月に瑞穂市の社協が呼びかけていただいたボランティア、往復移動2日間を入れて5日間、庄田議長と共にたくさんの同士の方と岩手県大槌町にボランティアに参加させていただきました。また、8年前の熊本地震の際は、その2年後、当時の同僚議員と現地に復興の様子も視察に行っていました。そして、今年の能登半島地震でございます。日本は本来、地震大国です。しかし当然、災害が発生しないことを願いつつ、しかしいつでも大規模災害が発生したとしてもおかしくないようなこの状況下の中、私は現在、市民から負託を受けているという議員という役職を拝して、市民の皆さんの安心・安全のために、行政、公としてどのような考えをさせていただいて、またどのような備えをさせていただいて、そしてそれを広く市民に認識をしていただく、周知していただくということを、こういった一般質問という形を通じて御答弁をいただいて市民の方に周知していただければというふうに思います。

そこで、先ほど触れましたけれども、私の中のイメージの中で、福祉避難所というふうに提携をされたこの施設が、代表の方に聞いたお話でございますし、ここで確認が取ればいいと思いますけど、その後、有事の際、どのような話合いもなくできていますよ。10月だったかというふうに思いますけれども、本当にこの避難所に有事の際、水が届くんですかというようなお話も受けました。当然、私はどのような提携が結ばれておるとは存じ上げておりませんので、この提携がどのような内容だったか分かりませんが、最初の質問の地域防災計画もそうでしたが、全てが机上の空論では、有事の際、本当に機能するかという、これはかえって心配になってしまうようなことではいけないというふうに思います。市民の災害に対しての危機管理の向上を促しつつ、公の備え、援助を最小限の予算で最大の効果を望めるよう、議会も知恵を出し

合っていかなくてはならないと強く感じております。

その上で、災害時、避難所としての開放を承諾していただいたというふうに私は認識しておるこの福祉施設との、ややもすると曖昧な体制の現状、言葉は悪いですがけれども、どのような提携内容であったのか、当事者の方が不安を持っておられるような現状を聞きましたので、最後にそのような考えを副市長に伺っていきたいというふうに思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 先ほどの福祉避難所の協定を10月に結びまして、その後どういった動きをしているかということを確認させていただいて、今後、先方様ともし何かあったときにこういう動きをさせていただきたいとか、そういったような調整、また水に関しましても、先ほど来から言っている水の配給というのは、避難所に対してのものでございますので、そういった福祉避難所も含め、検討に取り入れながら今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 副市長 梶浦要君。

○副市長（梶浦 要君） 若井議員の防災に関する御質問でございますけれども、若井議員、私も現役の頃から、特に議員活動の柱として防災のことを言ってみえた、そういう覚えがありますし、特に防災士を通しての防災活動というものも何度か質問を受けてまいりました。

今回、地域防災計画ということで御質問をいただいておりますので、その点について少し回答のほうをさせていただきます。

従来、防災計画としては、国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してまいりました。しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助が連携することによって、大規模広域災害の災害対策がうまく働くことが強く認識されました。その教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定が幾つか追加され、その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の区域、自治会とか校区ではありますが、居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地域防災計画制度が新たに創設されました。この地域防災計画制度というのは、例えば自治会においてこういう計画を立てていくわけですが、瑞穂市においては、災害が津波があったり、崖崩れということは心配されません。水害と地震におけることですが、例えばハザードマップにあるように、現在のハザードマップを改正前との違いを言いますと、鬼怒川の氾濫に向け、長良川沿いの右岸、揖斐川沿いの左岸におけるハザードマップが紫色の斜線で別途追加されております。そこにおかれましては、1級河川のハイウォーターのレベルになる前にどこで皆さん避難するか、おおむね100メートルぐらいのエリアがハザードマップに載っております。長良川がもし決壊した場合に、100メートルの範囲においては、垂直避難ではなしにすぐ逃げるとい

う、ある程度の危険性がある場合は、高いところへ、例えばこの長良川沿いでしたら総合センターであったり、市役所ほうへ逃げるといった、それぞれの地域に合った防災計画の制度を活用して、市民の方それぞれが皆さんで相談しながら自発的な計画を立てていくということでございます。これの計画に当たっては、現在私どもは、先ほど企画部長が申し上げましたとおり、自主防災組織の設立というのを過去から行ってまいりました。自主防災組織は自治会に補助金を交付して訓練をしていただく。ところが、コロナの影響でここ3年ぐらいはそういった活動も止まっておりますし、自主防災組織の存在すら忘れられているのが現状でございます。

そこで、先ほど言いましたように、自発的な活動というものを促すために、今年度と来年度において、防災士を積極的にこちらで養成して、地域のこういった活動に、地域の防災リーダーとして活動していただくよう、大きな役割として地区防災計画の作成の中心リーダーとなつていただくように促していこうという計画でございますので、若井議員の今まで活動してみえたことが、遅くはなりましたけれども、今後防災士としてリーダーシップを発揮していただいて、特に議員におかれましても御指導いただきますようお願い申し上げます、よろしく願いいたします。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 副市長もよろしく申し上げます。

最後にですけど、例えば防災士の資格研修も出ております。それから、地域の自治会の方、またこの前は民生委員さんとの懇談会とか意見交換会をした折に、やはり先ほどもお話ししましたように、公的にどれだけやっぱり立派な計画をつくったとしても、やはり市民の方の防災意識、危機管理が一番大事ではないかなということ、そのことを本当にチェックしていただきたいなというふうに思います。私たちもしていかなければいけないというふうに思っております。

余談かもしれませんが、この能登半島地震は元日でしたので、地域の方が公民館に避難したいけど、開けられなかったから窓ガラスを破って入ったとか、そういったお話も、細かいことではないんですけども、決して見逃せないというような案件も聞いております。ですから、何度も言いますが、やはり今おっしゃった自助、共助、公助、この連携が本当にいよいよしっかりかんでいかなければ、有事の際に機能しないなということもつくづく思いますし、今日こういう御質問をさせていただきまして、いろいろお尋ねをさせていただきましたので、やはり私も防災士の一人として、やっぱり地域にしっかり促していけるように取り組んでいきたいというふうに思いました。

以上で質問を終わります。

○議長（庄田昭人君） 14番 若井千尋君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

再開は13時からとさせていただきます。

休憩 午前11時24分

再開 午後1時00分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） こんにちは。

傍聴者の皆様、お足元の悪い中、午後からも傍聴いただきましてありがとうございます。

一般質問、今日2日目で、私から3人でこの一般質問も終了いたすわけでございますが、最後までよろしく願いをいたしたいと思っております。

私、議席番号11番、みずほ令和の会の杉原克巳でございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、2問質問をさせていただきます。

1問目は、令和6年度の当初予算と、そうしまして財政運営について質問をさせていただきたいと思っております。

2問目は、富有柿の今後の栽培についてということで、この2問を質問席から質問をさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

では、これより質問を始めさせていただきます。

1問目は、先ほど申し上げましたように、令和6年度の当初予算と財政運営について質問をさせていただきます。

過日、令和6年度の予算書が執行部より提示をされました。その中で、予算概要を基にしまして質問をさせていただきたいと考えております。

今回は、歳入及び基金と、そうしまして起債を中心に質問をさせていただきます。

歳出につきましては、先週、昨年9月から機構ができました予算決算特別委員会におきまして議員全員の方が慎重審査をさせていただきまして、執行部に対しましても、いろんな質疑をされておられますから、私は歳入関係、そうしまして基金、そうしまして起債と、この3点に焦点を絞りまして、執行部の方に御質問をさせていただきたいというふうに思っておりますから、よろしく願いいたします。

では最初に、一般会計の中から、起債について質問をさせていただきます。

起債には、その他の起債と、そうしまして臨時財政対策債のこの2本柱で構成をされております。

最初に、その他の起債から質問をさせていただきます。

その他の起債を予算概要から見ますと、令和4年度末が37.6億円、令和5年度末見込みが39.9億円、6年度の借入額が13.1億円、償還金が3.9億円、令和6年度末見込み値が49億円が一応予測をされております。

令和6年度の5年対比でいきますと、9.1億円の増額、借入額が13.1億円の見込みとなっておりますが、最初に、その使途がどのような内容のものかということ、総務部長にお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、杉原議員の御質問にお答えいたします。

令和6年度の市債の予算につきまして、臨時財政対策債以外の市債の合計が13億690万円となり、その内訳は当初予算書の36ページ、37ページのほうに記載のとおりでございます。

令和5年度当初予算と比較しますと、8億5,690万円増加しております、その主な要因は、街路灯等照明のLED化改修工事等に活用する脱炭素推進事業債が、対前年度比倍増の1億7,470万円となったことや、市内3中学校の体育館に空調設備を整備する事業に、緊急防災・減災事業債を3億6,080万円活用することとしており、同事業債での合計が4億1,970万円となりまして、対前年度比で3億6,640万円増加したことが上げられます。

そのほかにも古橋地内遊水池整備事業等に活用する緊急自然災害防止対策事業債が、対前年度比で3億3,020万円の増加、消防事業委託金として支出する岐阜市消防本部の高機能消防指令センター更新整備事業等に活用する防災対策事業債が、対前年度比で5,470万円増加していることが要因となっております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今総務部長から説明をいただきまして、これは建設公債ということで、これは一般的に使用されておるといふことで。

今後、今日の朝のNHKニュースを見ておりましたが、金利の動向ということが、日本もアメリカも金利の動向に経済界も注目というんですか、関心を寄せておられるということ、我々この瑞穂市におきまして、先ほど言いましたように、49億の金利がかかる、要するに残高を持っておるといふようなことで、今後そのようなことで、先ほど申し上げましたように、一般の産業界におきまして金利の動向ということを非常に注目されておられます。

したがって、行政も当然そういうことで、今後の金利動向ということも十分注視していかなくてはならないということだと思います。

そういう観点から、今そこら辺のことにつきまして、将来どういふふうな対応を考えておられるか。この先の先まではちょっと難しいと思いますけど、短期的に見られましても、そこら辺が、要するに借入償還を繰り上げてやるのか、いろいろな対策はあると思いますけど、もし

お分かりになりましたら、そこら辺のお返事をいただきたいと思っておりますが、よろしくお願いたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 起債に関しましては、一般財源を補完する役割を担う側面や、住民負担の世代間の公平の役割があるものと考えており、今後控えめ大型事業におきましても重要な財源となってまいります。

よって、起債の残高は今後も増加することが見込まれますが、最近の借入利率の上昇傾向が、公債費のさらなる増加につながることを憂慮しております。

借金をしないことが一番の解決策とはなりますが、起債に際し、いわゆるただの借金ではなく、これまでと同様に、後年度において財政措置のある有利な起債メニューの活用を原則としてまいります。

また、利率の高い地方債に関しましては、決算期に繰上償還をするなどを検討し、臨時財政対策債に関しましては、実際に借入れしなくても後年度に財政措置がされておりますので、実際に借入れをせず基金を取り崩して財源とするなど、その時々金利等の動向を的確に把握しながら財政運営のほうを進めていきたいと考えております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 総務部長が、私、その他の起債から臨時財政対策債を次に質問しようと思っておりましたところ、その前にちょっと回答をいただいておりますけど、通告に従いまして、臨時財政対策債を質問させていただきたいと思っております。

臨時財政対策債とは、国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が足りない場合に、不足分の一部を地方自治体が肩代わりして借り入れる地方債というふうに言われております。

それで質問をさせていただきます。

臨時財政対策債の推移を見ますと、令和4年度末が79.3億円、令和5年度末見込みが72億円、令和6年度末見込みが65.6億円と減少しております。

これは国の近年2年ほどの地方自治体への財政支援が今まで臨時財政対策債にもある程度重きを置いておりましたんですが、法人税等の税収等が減ってきてまして、本来の地方交付税のほうに、要するにスタンスを置いてきておるといようなことで、したがって地方交付税のほうは増えておりますけど、臨時財政対策債というのは今後も数年間くらいは減少の傾向にあるのではないかなというふうに私は思っておるようなわけでございます。

それで、したがって令和6年度の借入金金が0.6億円、それで7.1億円が、多額の償還額が今後継続的に発生するということは、今後の本市の事業計画にも多大な影響を及ぼしてくるのではないかなというふうに、私は考えておるようなわけでございます。

ここで、今積み上がっております臨時財政対策債の償還額の原資を何に求めるかということ
を総務部長に御質問させていただきたいと思っておりますからよろしくお願ひいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ただいまの御質問のお答えですが、先ほど少しお話をさせていただ
いてしまったものですが、やはり借金をしないことというのは、これはまた一番の解決策とな
りますが、そのようなわけにも参りません。

全ての財源を賄うことはできませんので、今後、財政措置のある有利な起債メニューの活用
は原則としております。

ただ、臨時財政対策債というのは、借りなくても財政の措置がされます。借りないという選
択肢も重要な選択肢であるというふうに考えております。

今後の金利の状況などを踏まえながら、どのようにしていくかということで財政運営を考え
ながら進めていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） そこで、臨時財政対策債の権威づけというんですか、これも私2年ほ
ど前に執行部の方とけんけんがくがくと議論させていただきましたんですけど、私は以前より
臨時財政対策債というのは赤字公債だという認識を持っております。

赤字公債といいますのは、財政赤字を穴埋めするために起債する借金だというふうに私は理
解しておるわけでございます。したがって、地方自治体が経常的に発生する歳出は、地
方税並びに地方交付税を源泉に、要するにそれで賄っていくべきであるという考えを今日まで
持っておるようなわけでございます。

以前、行政の方から臨時財政対策債の元利償還相当額についてはその全額を地方交付税の基
準財政需要額に算入し、交付税で措置をするという考え方を聞いておりますが、その考え方と
いうものは、従来どおり投資をするということで、現在も変わっていないか、そこら辺をちよ
っとお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 臨時財政対策債につきましては、毎年算定される発行可能額に対し
て交付税算入率100%の財源措置がございまして、後年度の普通交付税にて元利償還金相当額
の全額が措置される仕組みでございます。

議員先ほど御説明いただいたとおりでございますが、よって、制度開始以降は毎年度、発行
可能額の満額を起債して貴重な一般財源として活用してまいりました。

今後につきましては、繰り返しになりますが、借入金利上昇傾向の状況を鑑み、起債しない
ことも選択肢として検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 先ほども私ちょっとお話をさせていただきましたんですけど、国におきましても、法人税と五税で十分地方交付税のところも、それは若干の臨時対策債というものは必要かと思えますけど、かつてのような3割とか4割とかいう金額までには発生しないというふうに私は思っておるようなわけでございます。

それで、先ほども言いましたように、そうなりますと先ほどから言いました79億円というその残高を、これは資金的に余裕があれば繰上償還して、早く債務残高を減らすというの、これも一つの方法でございますけど、これは事実としてこのまま償還期限というものは、これも3年なのか5年の期間で借りておられるのか、10年か、私はその明細は持っていないので分かりませんが、そこら辺をとにかく身軽に、要するに地方自治体も今後の事業計画等考える場合にそこら辺を考えていかないと、そういうふうにじゃぶじゃぶになっておたらとてもやないけど新しい事業もできませんから、そこら辺をよく今後の見通しということも考えられて、そこら辺の資金事業ということも考えていただきたいなというふうに思っておるようなわけでございます。

それでは、この公債のことはこの辺で終わらして、次に財政調整基金について御質問をさせていただきます。

この財政調整基金といいますのは、自治体におきまして、年度間に財源の不均衡を調整するための積立金であるというふうに言われております。

財源に余裕がある年度においては積立てを行ってもいいんですけど、この原資としますのは今日もいろいろ皆様方からお話が出ておりますように、大災害等が起きた、そういう不測の事態に、そういうものに対応するとか、例えば国といたしましても、それから地方といたしましても大幅な減税が発生した場合に、それを取り崩さなくては、その地方財政も賄っていけないというときの不測の事態に備えるものだと私は財政調整基金の使い方というものはそういうふうに理解しておるようなわけでございます。

したがって、ここで財政調整基金の対応につきまして、執行部の方に御質問をさせていただきます。

財政調整基金は、これにも公式というものがございまして、標準税収入額と、それから普通交付税、そうしまして臨時財政対策債発生可能額を足したものに、後ほどまた議論させていただくわけですが、それにパーセンテージを掛けまして、これが地方自治体の一つの方角づけとして、一般的な地方自治体でいきますと10%から20%以内だというふうにネット等には記入してございますが、私も過去総務部長に質問をさせていただきました場合に、本市は健全化を図るために20%以上の数値目標として設定しておるということをお答えされましたことを

私は記憶いたしております。

そこで質問ですが、令和5年度末見込みで24.7億円となっておりますが、これは当初の予算見込額ですが、そのときには大体お幾らほど財政調整基金の残高見込みをされておったかというのを一つ、最初に質問させていただきたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 財政調整基金でございますが、第2次総合計画におきまして、標準財政規模に占める財政調整基金の残高の目標割合を20%以上と定めております。

令和5年度末におきましては、その財政標準規模が120億2,413万1,000円となりますので、その20%である24億482万6,000円を目標額として見込んでおりました。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今、そうしますと、24億何ぼになるんですけど、私はこの財政調整基金といいますのは事業計画を遂行していきまして、それが、事業が、事業計画が、要するに予算よりも下回ったというところで、それは効率的な歳出経営をされたというふうに捉えておるんですけど、この頭から20%以上というパーセンテージになりますと、ここで120億になります。二十四、五億になるんですよね。ここまでこういう意識を、二十何億という頭からそういうことを予測するというは私も前回一般質問で不用額のことで質問させていただいたんですけど、そういう事前がありきと、ここだけは要するにファンドとして残していかなきゃいけないんじゃないかということ、そこまで何か事前に考えられて予算編成をされているのか。ちょっとげすな勘ぐりでございますけど、何かそういうことは私は感じてしまうわけなんですけど、本当に私は20%以上というのは、先ほど言いましたようにネットで見ましても10%から20%以内が適正な健全比率だというふうにうたっておりますから、そこら辺の20%以上というのをちょっと修正していただいて、もう少し弾力性のある比率、目標数値にしていただきまして、予算の内容を見ておりましたも、本当に昨日も馬淵議員も、いつだったかな、質問されておりますけど、商工農政とか産業政策、本当に微々たる金額で予算編成をされておるようなことになっておるんですよね。

これもやはりなかなかその金額で事業が、繰延べにされていくということは、これはまたいろいろな問題が、まちづくりの根本的なところに基盤整備ということを私は掲げているわけなんですけど、そういうところもしわ寄せが行くんじゃないかなというふうに、これは次のところでも質問させていただくわけなんですけど、そういうことでもう少し弾力的に、あまりにも20%という数字をフィックスするんじゃなくて、やっぱりその時代時代、それから経済情勢、そこら辺をよく鑑みてもらいまして、ある程度のアローアンスを持った、例えば15%から20%ということで、そういうふうで弾力的な目標数値設定ということで遂行していただけない

かなというふうに思っておるようなわけですが、そこら辺は、総務部長、どんな感じでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 財政調整基金につきましては、文字どおり、財政の調整を図るための基金でありますので、令和6年度ですが5億円の繰入れにしております。

令和6年度当初予算の編成における最終的な財源不足相当分を繰り入れるものとなります。目標値を20%以上とした根拠につきましては、議員御指摘のとおりでございますが、標準財政規模の額は毎年変動するものでございますので、財政部局としましても、必ずしも20%以上に固執するものではないと考えております。

しかしながら、健全な財政運営を行うために、総合計画に目標値として掲げ、目標達成のために取り組んでおりますが、次期総合計画におきましては、扶助費などの経常経費の増加傾向があることなどの状況が続いておりますので、見直しを含めて検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 多少前向きな御返答をいただきましたから、それを実施していただくようお願いいたします。

では次に、自主財源の安定的な財政確保につきまして質問をさせていただきます。この時期になりますと、全国の1,750前後の地方自治体も、国もそうなんですけど、当初予算ということで新聞紙上をにぎわしております。

私も21市の当初予算というものを新聞の切り抜きをしまして、どこの自治体はこういう事業に傾注をしておるなとかいうことで、いろいろ関心を持って新聞を眺めておるようなわけですが、その中で、各自治体の大半はやはり、歳入の安定財源確保ということを第一目標に掲げておられます。

その主たる事業は何かといいますと企業誘致、これは固定資産税に対しまして1.4%の固定資産税率で固定資産税が徴収されるということで土地、建物、それから機械装置というこの3つがありまして、10億でも、いきましても30億の1.4%といいましたら結構な1,000万単位の、1,000万単位はいきませんか、30億といいますと、いきますよね。三四、十二だから4,000万ちよつとの規模の金額になります。

この安定財源を確保する私は一番の近道、近道といったら表現はちょっと悪いんですけど、それだけのハードルは高いと思いますけど、こういう企業誘致をやるということはその税収面と併せまして、地元の方の雇用ということに対しまして、それからそのまちの姿を変えていくという観点からいきましても、これは本当に相乗効果が非常にある私は事業だと思っております。

す。

そういう意味から、今後瑞穂市はこの安定財源確保のための財政構造をどのように考えておられるかということをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 現時点におきましては、残念ながらお示しできるものは特にございませぬ。

自主財源の主なものは市税となりますが、大規模な企業誘致などがあれば、大幅な増額が見込めるということもあるかもしれません。安定的な財源確保の観点からしますと、将来的に都市計画税の導入について、本格的に検討する段階にあるのではないかとこの考えも持っております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今、総務部長から都市計画税の話が出ましたんですけど、これはちょっといかなものかなということで、私はペンディングにさせていただこうかなというふうに思っております。

それで、1問目の最後になりますけど、これも昨日からふるさと納税のことにつきまして、若園議員が質問されておりますから、私は重複はなるべく避けて質問させていただこうと思っておるようなわけでございます。

来年度のふるさと納税の応援基金として6.5億円を予算化されておるということで、もう実質が5年度は7億円以上の歳入があったということで、それはそれでいいんですけど、この基金の中で大きく分けまして、一般的なふるさと納税と企業ふるさと納税のこの2本柱になっておると思いますが、この2つの金額、もしこの6.5億円の内訳として分かりましたら、ここで御披露させていただきたいと思っておりますが、いかなものでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 令和6年度のふるさと応援寄附金の予算の内訳としましては、ふるさと応援基金積立金で6億5,000万円、企業版ふるさと応援基金積立金で100万円というふうになっております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 分かりました。

企業版ふるさと納税というのは、なかなか企業にもまだ定着はしていないけど、瑞穂市内でもそこそこの企業もございませぬから、そこら辺を積極的にセールス活動をやっていただかして、企業版ふるさと納税のほうも拡充をしていくということで前向きに検討をしていただ

きたいと思っておるようなわけでございます。

そうしまして、このふるさと納税の基金の使用は市長の専決事項となっております。ですから、この使い道は市長のカラーを出してもらって、それは当然、使用目的、事業計画に使っていただくことに関しまして、私は決して何も異論は申し上げません。

それで、ただ報告か、今タイムリーにも、これを報告をされておるかちょっと分かりませんが、これはお願い事項でございますが、近年の3年ほどの年間別、それから基金の利用目的別が7項目ありますね。そしてあとこれもグロスで結構でございますから、1の項目でこのぐらい、2の項目でこのぐらいというようなことで、これも御提示をいただければ一番ありがたいんですけど、また別の機会でも結構でございますけど、これは議会のほうでもやはり報告をしていただきたい事案だと思いますから、そこら辺は今日はどのような御配慮をいただけたか分かりませんが、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ふるさと応援基金の活用状況につきましては、ホームページや広報などで御紹介のほうはさせていただいております。

令和2年度の活用状況につきましては、4つの項目に1億4,190万5,000円、令和3年度につきましては、5項目に1億3,104万9,000円、令和4年度につきましては、7つの項目に5億7,386万5,000円、合計で支出してございます。以上となります。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） その項目ごとにとということで私は質問させていただいたんですけど、今日のところはこれで結構でございます。

時間の配分もございますから、次の2つ目の項目ということで、気候変動に対する今後の柿栽培につきまして質問をさせていただきます。

秋の果物の代表は富有柿でございます。今年1月4日付の中日新聞の朝刊に、富有柿色づき変化の記事が掲載されておりました。内容は、昨年の柿の収穫が例年に比べて1週間ほど遅れたと。この遅れた要因は温暖化の影響であると言われております。

柿は気温が下がる秋頃から、オレンジの色素が合成され色づきが進むと言われております。富有柿の最適な条件は、9月の平均気温が21度から23度まで下がることと言われておりますが、昨年の岐阜市の9月の平均気温が統計開始以来の最高の27.3度に達する厳しい残暑に見舞われたということでございます。

また、県の気候変動適応センターが気象庁公表の気候モデルを使ってシミュレーションをしたところ、2040年代には主要産地の瑞穂市、本巣市内ではほとんどの地域で富有柿を栽培しても十分に着色がなくなるという予測が出ております。

そこで質問でございますが、富有柿発祥の地を守るためには、この気候変動、生産者の高齢化問題、安定収入の確保等、厳しい条件下において、行政として富有柿栽培のサポートをしていくための施策がありましたら、ここで御提示願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 富有柿発祥の地としての誇りを守るため、富有柿の生産者を支援していく一環としまして、瑞穂市柿振興会への補助事業を継続的に実施しております。

瑞穂市柿振興会の活動は、県の農業普及員を招いての栽培技術の研修、ふれあいフェスタでの富有柿のPRなど多岐にわたります。これらの活動経費の一部を補助することで、地域の生産者を支援しております。

生産者の高齢化問題につきましては、担い手を育成することが課題と考えております。令和5年3月1日に、柿の農業振興に関する協定を、瑞穂市柿振興会、株式会社昭和ファーム、瑞穂市の3者で締結し、富有柿の新たな担い手として農地の管理を昭和ファームに引き受けてもらうことで、瑞穂市の特産品である富有柿を守っていくことを目的の一つとしています。

また、柿の新規就農者の支援も実施しております。具体的には、農業次世代人材投資事業により、新規就農者の資金を補助するとともに、県、JAぎふなどと連携しながら栽培技術の普及指導を行うなど、地域の担い手の育成に取り組んでおります。

柿の安定収入の確保の取組につきましては、六次産業化の支援が考えられます。

六次産業化とは、一次産業、農林漁業、二次産業として製造業、三次産業として小売業を一体化し、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組ですが、市内には富有柿をジャムやアイスもなかに加工し販売されることで、年間を通じ売上げを確保されている生産者もお見えになります。

今後も、国や県と連携しながら、市として六次産業化に関わるなど支援をしていきたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 次の質問のところで、今部長のほうから、先取りして昭和ファームさんのお話をされましたんですけど、そういうことで富有柿、実際問題一番ネックになっておりますのは、生産者の高齢化の問題なんですね。

圃場を見ていただきますと分かりますように、本当に十八条地域、それから七崎地域というのは、瑞穂市で一、二の生産量を誇る地域なんですけど、そこが柿の木の伐採を本当に進行しておりまして、本当にこれが5年、10年富有柿の発祥の地としてのブランドが保てるかなということを私も、私一生産者としましても危惧をしておるようなわけでございます。

それで、そういう他動的な要因もあると思いますけど、やはり今の富有柿だけでは私は先ほ

ど新聞の記事を読ませていただきましたんですけど、気候の温暖化に対しましては何ら解決策にはなっていないわけなんですね。

それでたまたま、私ここに昨年の10月17日に新たな柿ということで、麗玉、膨らむ期待ということで、隣の大野町がブランド化を目指すということで、甘い新品種、本年度から本格出荷ということで、ちょっとこれ記事を読ませていただきますと、この特徴といたしましては、他品種と比べて丸みのある形で、さくさくとした食感があり糖度は高いと。果肉とへたの隙間が少なく、水分や虫が入りづらいため傷みにくく作りやすい。また、猛暑の影響で他品種の日もちが4日か5日程度に対し、この麗玉は1週間から10日程度の長さもあり、市場からも出荷量増を求める声があるということで、私も柿生産者で、今瑞穂市の柿振興会で技術部会の方に聞きまして、この麗玉、1本ぐらい木を分けてもらえんかと言ったら、これはJAさんで購入できるよと言っておられました。我々は、技術会員の方は三、四年前からこの苗を定植しているよというお話もございました。

けど、やはり我々のところは富有柿の本場でございますから、先ほど部長も言いましたように、いろいろな普及指導とか、それからJAさんとか行政もそこら辺がやはりバックアップをして、この富有柿を何とか守っていかなきゃいけないということもよく分かりますけど、こういうわせ柿、こういうことも一つは要するに生産者の方の所得向上のための、私は一助になるのではないかなということで、これも行政として一つ御検討していただいて、これも一つの、富有柿はまだ収穫時期がいつか、私も定植したいなと思っておるわけなんですけど、ちょっと私も全然そういう知識がございませんでいけませんけど、わせ富有よりかもちょっと早いようなことになると、富有と1か月ぐらいの収穫期間も違いますから、そういう点では生産収穫時期も長くなるし、所得の向上にもつながるのではないかなというふうに考えておりますから、そこら辺は都市整備部の商工農政観光課のほうで一つ検討材料として研究をしていただきたいというふうに思っております。

それで、これで最後の質問でございますが、このシーズンになりますと、シーズンは終わりましたんですけど、12月から圃場の柿の木の剪定、それから耕作放棄地の増大、それから担い手探しが始まっているような状況でございます。

このような3つの条件をクリアするために、先ほど部長が話をしてくれましたように、昨年の3月7日に担い手の柿畑の畑管理維持のために農業法人昭和ファームさんが瑞穂市と柿振興会の3者による協定締結が、私も新聞で拝見させていただきました。

それで、この締結の期間が1年ほど経過をしておるわけでございますが、ここら辺の実態動向がどのようになっているかということをお聞きしたいと思っております。

都市整備部長、よろしく申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 最後の御質問にお答えする前に、麗玉のお話がありましたので、少し私が調べたところのお話をさせていただきますと、議員のおっしゃったとおり、わせの品種では気温が高くて色づくことがあるというような説明もあって、麗玉には、私も調査しましたところ、過去に瑞穂市で作付された方がいるそうです。

ちょうどそれが多分五、六年たっているので、そろそろ実がつくかなと思っておりますので、この辺りにつきましては、またJAさんや県の普及員さんと合わせてちょっと研究をしていきたいと思っております。

それでは、最後の質問についてお答えいたします。

現在、昭和ファームが引き受けております農地は、5件で7筆5,551平米あります。

引受手続中の農地、こちら3月末の手続見込みなんですが、こちらが2件の4筆3,230平米あります。合わせまして、7件の11筆8,781平米となっております。

また、来年の秋までに引受けを予定されております農地が2件の6筆3,213平米あり、そのほかにも使用貸借を検討されている農地所有者の方もお見えです。

今後の課題としましては、昭和ファームが引き続き面積拡大を図るにはさらなる人員確保が必要となるとのことで、人員確保に取り組んでいただくようお願いしております。

また、昨年秋からの参入ということですので、今年の秋の出荷まではJAぎふや柿振興会と連携しながら支援していくというふうに考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 昭和ファームさんの請負の面積とか、それから件数をここで今紹介をしていただきましたんですけど、こんなことを聞くのも大変失礼な質問かと思えますけど、行政からいって専門的な技術ということは全然なかなか採点をつけるのは難しいんですけど、人のうわさで昭和ファームさんに委託をされた方の評価というのはどんな感じなんですかね。お答えできる範囲だけで結構でございますけど。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） こちらは議員も御承知のとおり、昨年に市民説明会といいますか、生産者の方に説明をして、まだ1年というところですので、すみません、私の耳にこの点がよかったとか悪かったとか、そういうような評価のお話はありますが、もともと昭和ファームさんは岐阜市で一応実績があるというようなお話もさせていただいておりますし、やはり現実としましては、なかなか高齢化でできない畑をお持ちの方は、例えば昭和ファームさんに預けた方を見て私もお願いしようかというふうに考えてみえる方がおりますので、先ほどの課題と併せまして人員確保をまずしていただいて、成果を上げていただければどんどん拡大していく。人員が増えれば面積も増えますし、またそちらで成功すれば人員も増えるかなと思って

おりますので、今はまだその評価という点ではちょっとお話しできることはございません。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 実は私、今これを質問させていただいたのは、私の友達と、それから近所の方も、昭和ファームさんをお願いをしようかなということをお話しておられましたもので、私も物理的に1人では難しいから、ちょっと1反ぐらい昭和ファームさんに、ちょっとこれは余談ですけど頼もうかなというふうに思っておるようなことでございまして、今お話を聞きますと、なかなか昭和ファームさんの評価も決して悪くないようなことでございますから、富有柿を今後も瑞穂市のブランド化をしていくということを考えますと、やはり大事に育てるといったらちょっと言葉は語弊がございまして、よきパートナーということで、積極的にサポートしていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問をこれで終わらせていただきます。

どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 11番 杉原克巳君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

再開は14時からとさせていただきます。

休憩 午後1時50分

再開 午後2時00分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 若原達夫君の発言を許します。

若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 議席番号3番、創緑会、若原達夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、1つ目、樽見鉄道の諸問題について、2つ目、忠霊塔と戦没者追悼式の在り方について、一般質問を行いたいと思います。

質問は質問席より行います。よろしく願いいたします。

最初に、樽見鉄道の問題について質問させていただきます。

JR西日本・東日本は、昨年11月にローカル線の収支を発表いたしました。それによると、51路線、92区間について、最も収入の少ない路線は100円稼ぐのに1万6,821円かかったというデータがございます。

また、地元のJR東海は、収支という形で公表する必要はないと発表しておりますが、多くの路線が経営状態の厳しい状態にあると考えております。

このような中で、地元瑞穂市を縦断する樽見鉄道についてになります。

その歴史は、大正7年に地元住民より陳情活動が始まり、昭和30年、谷汲口まで、そして33

年に美濃神海まで、そして59年に国鉄から第三セクターへと移り、平成元年に70年かかり樽見鉄道まで全線が開通いたしました。

おおむねの経営状況は、大阪住友セメントが2005年度に鉄道利用をなくしたことにより、経営が苦しくなり、2005年度より5市町から年間1億円の財政支援を受けている、そのような状況であると聞いております。

しかしその後は、経営赤字の縮小、損益の黒字化などが評価され、現在に至っているということです。

そこでお尋ねいたしますが、近隣の樽見鉄道の利用者の数、お尋ねしたいと思います。あわせて、分かれば1日当たりの乗客数、お尋ねしたいと思います。

なお、乗客数に関しましては、市内3つの駅の利用者数の回答もいただけるとありがたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 失礼いたします。

樽見鉄道の年間利用者数は、全ておおよその数字となりますが、平成30年度が64万人、令和元年度が65万4,000人、令和2年度が48万5,000人、令和3年度が60万3,000人、令和4年度が70万2,000人となっております。

市内3か所の利用者数の推移につきましてもおおよその数字となりますが、美江寺駅が、平成30年度1万7,000人、令和元年度1万9,000人、令和2年度1万6,000人、令和3年度1万8,000人、令和4年度が2万2,000人となります。

続きまして、十九条駅ですが、平成30年度が1万1,000人、令和元年度が1万1,000人、令和2年度が1万人、令和3年度が1万1,000人となっております。令和4年度につきましては1万3,000人となっております。

最後に、横屋駅でございますが、平成30年度1万7,000人、令和元年度2万人、令和2年度1万5,000人、令和3年度1万8,000人、令和4年度2万人となっております。

また、1キロ当たりの1日の平均乗客数でございますが、平成30年度が602人、令和元年度が568人、令和2年度が401人、令和3年度が551人、令和4年度が730人となっております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 詳細の御回答いただきました。ありがとうございます。

次にお尋ねしたいのは、樽見鉄道の資本等についてでございます。

資本金、それから株主、その中で瑞穂市の占める割合についてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 資本金につきましては1億円となります。株主の構成は、県、沿線市町、一般企業、金融機関で構成されており、瑞穂市の占める割合は全体の1%となっております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 1%ということは100万ということによろしかったでしょうか。

はい。

それでは、先ほど申し上げましたように、2005年度より5市町の支援により樽見鉄道が支援されているということなんですけれども、その市町の支援額についてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 支援額につきましては、5市町合わせて9,500万円を上限といたしまして、それぞれの沿線市町にて案分した金額と樽見鉄道から、それぞれの市町に支払われる固定資産税額を足した金額で負担を行っております。

瑞穂市においては、毎年1,000万円に固定資産税分の金額を負担しております。よって、固定資産税の金額分の変動はございますが、負担額は横ばいとなっております状況でございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 1,000万ということなんですけれども、あるデータによる2010年から12年は、黒字決算であったとありましたが、これはこの9,500万円の限度を含めた支援があつての黒字なのか、もしくは単独黒字だったのか、分かればお答えをお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 經常収入につきましては赤字でございますが、5市町の支援を含めた最終の当期損益の間で黒字となっているものでございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） この9,500万円を限度にしたものが大きいのか少ないのか、私は分かりませんが、取りあえず黒字だったということで一安心というか、そのように思っております。

今後の、引き続いて樽見鉄道に関わる問題についてお尋ねしたいと思います。

開通後30年以上たちますが、現段階で経営を圧迫する施設の老朽化などの問題はないのか、お尋ねいたします。

あわせて、関係があるので、揖斐川に架かる鉄橋の老朽化が進んでおると聞いております。鉄橋の利用ができなくなるのではないかと心配する声も聞きます。その場合、大垣―東大垣間、

そして横屋一樽見間に樽見鉄道が分断されるのではないかと懸念されておりますが、鉄橋の耐用年数やその後の施策についてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 今の御質問でございますが、樽見鉄道のほうに確認したところ、今年度、車両更新を実施する予定であったが、購入価格が大幅に高騰したことから延期となり、対策としては6両編成から5両編成の減車も含め検討しているということでございます。

また、神海駅から樽見駅間で電気、信号設備が老朽化しており、整備の調整を行っている。さらには、全線開通後30年以上経過していることから、施設の老朽化が進んでおり予定外の設備整備費の発生を想定しながら運行していくということでございます。

もう一点でございますが、揖斐川橋梁につきましては経年70年であり、橋梁部分の塗装を平成20年から24年に実施いたしましたそうです。

近年さびがまた発生しているため再度塗装を計画的に実施する予定、また橋脚部分の耐震補強を今後検討しており、早期に実施したいとのことでございます。しかし、貨物運輸・輸送が運行していた頃と比較すると軽量車両の通過のみとなりますので、大規模地震が発生しない限り通行には支障がないというお考えということでお聞きしております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） よくうわさでそのうち分断される、鉄橋も渡れなくなるというようなお話を聞きましたが、ひとまず今の答弁を聞きまして、私なりに安心をさせていただきました。

それで、樽見鉄道の最後となりますけれども、結論として私がこの樽見鉄道の問題でお聞きしたかったのは、今後、樽見鉄道に関しては廃線の可能性はないのか。存続は大丈夫かという問題のみです。

この問題に対しては、瑞穂市の立場としては非常に答弁も難しいかも分かりませんが、お考えなり、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 現状といたしましては、沿線の少子高齢化による学生の利用の減少や、うすずみ温泉閉館による観光客の減少により旅客収入が減少、また物価高騰により安全を確保するための工事費や燃料価格が大幅に増加したことにより、今後の経営環境はますます厳しくなると考えておられます。

そのような中、樽見鉄道だけの努力では限界があるため、市としてもイベント列車等により鉄道の利用促進と地域の活性化につながる施策を実施するなど経営の安定化に協力していきたいと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 樽見鉄道は大垣商業、それから本巢のほうに行ったら第一、本巢、高専、いろいろ学校もございます。

その生徒たちの足のツールの確保という点でも、引き続いて皆様の努力の下で継続できるようにお願いしたい。そのように考えております。

次に、巢南校区の西地区と中地区を通り、河渡橋経由で岐阜市民病院から岐阜駅へ向かう路線バスが3年前に廃止されました。高齢者の方が岐阜方面、特に岐阜市民病院へ行くのに大変御苦労されているのが現況でございます。

樽見鉄道は、大垣方面や大垣駅を経由して、岐阜・名古屋方面へ行かれる方、大垣駅からバスやタクシーを乗り継ぎ、大垣市民病院へ行かれる市民の足として大切な交通機関だと考えております。

こうした大切な樽見鉄道も、今後継続していただくことは、沿線自治体である瑞穂市の大きな責務であると私は考えております。

みずほバスやオンデマンドなど、公共交通機構の在り方や、問題点に関しては、昨日から多くの質問もありましたが、改めまして公共の福祉である市民の足の確保という観点を瑞穂市にお尋ねをしたいと思います。と考えております。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 公共の福祉である市民の移動手段の確保において、今後ますます人口減少傾向の中、高齢者人口が増え、交通弱者の足として必要な手段を講じていく必要があると考えております。

今後、公共交通がより生活に密着したものになるよう、他の公共交通との連携を図りながら、市民、事業者、行政が連携し維持されていくよう、より一層努力を重ねていこうと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 引き続いて、みずほバスの問題等ございますので、市民の足の確保のため、よろしくお願ひしたいと思っております。

次、2つ目、大きな問題、忠霊塔と戦没者追悼式について、質問させていただきます。

今年は戦後79年になり、来年は80年の区切りの年になります。

第2次世界大戦では、世界中で5,000万から8,000万の人が戦死したとされています。

日本では、軍人が230万人、一般市民が80万人で、合計310万人の貴い命が奪われたとされています。岐阜県では軍人だけで2万6,831人、民間人のデータはございませんが、多くの方が亡くなっております。こうした数多くの戦没者の霊を顕彰したたえるため、忠霊塔が建てられ

ています。

また、ロシア戦争の犠牲者など、古くからの戦争にまつわる犠牲者の霊が慰められております。

瑞穂市においても、現在、忠霊塔が多く存在すると思っておりますが、その地区についてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 御質問にお答えさせていただきます。

市内におきまして、忠霊塔や忠魂碑が存在する地区でございますが、忠霊塔や忠魂碑は、個人で建立されている場合もございますので、正確な数や地区につきましては把握し切れておりません。

しかし、当市におきましては現在、生津・本田・穂積・牛牧・中・南の6地区におきまして、遺族会による慰霊祭が執り行われており、それぞれ忠霊塔や忠魂碑が存在をしております。

そのうち、生津地区に関しましては、旧生津村地区として、現在の北方町高屋にて合同で慰霊祭が行われておりますので、市内で遺族会による慰霊祭が執り行われている地区は5地区ということになります。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 続けて質問したいと思っておりますが、それではそれらの忠霊塔の、分からないかも分かりませんが、建設時期、それから土地の所有者、忠霊塔の所有者は誰なのかお尋ねいたします。

あわせて、次の問題にもなりますが、その維持管理、清掃、そしてその維持管理費は誰が負担しているのか、2つまとめてお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） まずは、忠霊塔等の建設時期という御質問でございますが、穂積町史によりますと、本田地区につきましては昭和29年、穂積地区につきましては、現在の観音像の建立が昭和24年、移設が昭和48年、牛牧地区につきましては、昭和8年と記載をされております。また、中地区につきましては、忠霊塔に昭和17年竣工、南地区につきましては、忠魂碑に昭和37年これを建つと記載がございます。

また、これらの塔や碑が建立されている土地につきましては、市の所有地や堤塘地となっております。

忠魂碑等の所有者につきましては、はっきりと所有者は誰ということは断言できませんが、穂積町史には、一部の地区の記述ではございますが、当時の在郷軍人分会や遺族会の方が奔走し、寄附や会員等の負担により建設した旨の記述がございます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） もう一つの問題の維持管理、それから維持管理費について、よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 申し訳ございませんでした。

維持管理でございますが、忠霊塔や敷地の維持管理や清掃は、各地区の遺族会にて行われております。

ただし、除草や剪定を外部に委託する場合は、遺族会の負担になりますが、市が10万円を限度といたしまして維持管理費の一部を補助しております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 中地区の役員に聞きましたら10万円いただいているということで、そのうち8万円を庭師さんにお渡しして管理をしていただいているということを知りましたので、やはり今の答弁と合致するかなということで考えております。

次の問題ですが、毎年8月15日に戦没者追悼式が行われております。

その中心の方は遺族会の方でございます。

終戦、79年前に生まれて現在79歳と高齢でございます。私にも遺族会のほうから、高齢になり忠霊塔の維持管理ができない、樹木の伐採ができないので市で管理できないのかとの声が寄せられています。

遺族会の方からこうした要望が市の担当課に上がっていないのか、お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 議員の言われるとおり、ほとんどの遺族会から、会員の高齢化や減少によりまして、樹木の剪定や草刈りなど維持管理を行うことが難しくなっているという御意見をいただいております。

令和5年1月には、本田校区遺族会より、現状と要望として要望書という形で意見をいただいております。また、要望書の内容から、維持管理だけでなく慰霊祭につきましても挙行することが難しくなっていることについても、意見としてお伺いしております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） では、その維持管理につきまして、今後市として委託管理契約などを行い、市として管理することが可能なのかということをお尋ねしたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 市といたしましては、建立した塔や碑の維持管理は、建立した者が行うのが基本であると理解をしております。

しかし、先ほどの御質問にもございましたが、遺族会の会員も高齢化してきており、会員数も減少してきております。このような現状から、令和2年度より、先ほどもお答えさせていただきましたが、遺族会が除草や剪定を外部にお願いする際の維持管理費用や高木の処理につきまして、市が補助などで支援させていただいております。

今後、遺族会と協議をしながら、市として協力できる部分は協力させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 先ほど、上限が10万円ということで、10万円が足りるのか足りないのかということはまた難しい問題だと思っておりますが、少しでもその予算を増やしていただけるとありがたいかなと思っております。

次に、現在の忠霊塔の建設時期は先ほど説明がございましたが、かなり古いものでございます。

戦前、戦後建てられたもので、その構造に関しては詳細は分かりませんが、金属製らしきもの、また石碑として石のみでつくられたもの、いろいろございます。

私が危惧するのは、南海トラフ、また何かの不具合によって倒壊することがないのかという問題点でございます。また、そのことにより人的被害、例えば子供が遊んでいて子供が下敷きになる、そのようなことがないのかが心配になります。

こうした点について、調査等の実績があるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 市といたしましては、費用の問題などから具体的な忠霊塔等の構造や耐震診断などの調査は行っておりません。しかし、議員が言われるとおり、経年劣化が進んでおり、地震などによる倒壊のおそれがあることは認識しております。

現状といたしましては、各地区の慰霊塔を見回り、どの地区の慰霊塔が、倒壊した際に特に危険であるかなどについて、現状把握に努めておる段階でございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 恐らくやはり石積みのもので危ないのかなと私自身思いますので、今後点検のほう、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

では、そうした忠霊塔、慰霊碑に関してですが、事情により解体・撤去したいとの意向があ

った場合の対処方法になりますが、市として負担していただけるのかお尋ねしたいと思います。

また、私も知りませんでしたが、来年度予算の中で十九条の平光巡查慰霊碑というんですかね、それが今回は撤去・整地費が公費に上げられています、その在り方が違うのか、もし回答できればよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 平成31年3月をもって西校区の遺族会が解散いたしました、そのときの碑の移設等の費用につきましては、西校区の遺族会が負担しております。市といたしましては、撤去などに関しても遺族会が行うのが基本であると考えておりますが、議員御指摘のとおり、老朽化による倒壊等による人的被害の危険性が危惧されることから、市といたしましては、安全性確保の観点から協力していかなければならないと思っております。

今後は、撤去に向けての具体的な協議を遺族会と進めていきたいと考えております。

あとまた来年度の予算……。

○3番（若原達夫君） よろしいです。ごめんなさい。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 申し訳ありませんでした。

住宅でも、特定空家に補助金が下りるということなんで、その辺のところを引き続いて努力をしていただきたい、そのように思っております。

次に、戦没者追悼式の質問になります。

毎年、8月15日に戦没者追悼式が日本各地で行われます。私の住む中小学校区でも、遺族会の方が中心になり忠霊塔の前で追悼式が行われますが、現在の市内の追悼式の開催状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 市内の開催状況ということでございますが、市内では校区ごとに慰霊祭が行われております。生津校区、本田校区、穂積校区、牛牧校区、中校区、南校区の6つの地区で執り行われております。

開催日は、終戦記念日である8月15日がほとんどでございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） では、その費用、主催者は遺族会でいいのか、確認をさせていただきたいと思ひます。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 慰霊祭の主催者は、各校区遺族会ということになります。

その費用につきましては、市からは、各校区に均等割として1万円、会員1人当たり2,000円を補助しております。

また、その他会員からの年会費などがその費用に充てられておると認識をしております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） これで間に合うのかどうか分かりませんが、補助していただいているということで、1つ確認をさせていただきました。

この戦没者追悼式でございますが、8月15日ということで、快晴であれば気温も30度近くになるのではないかと、そのように考えます。

早朝よりの準備などで、高齢者の方には大きな負担もかかっているのではないかと考えますが、今後こうした観点からも考え直す時期に来ているのではないかと考えております。

こうした中、先日遺族会の方より瑞穂市として市全体で合同の戦没者追悼式を開催する意向があるとお聞きしましたが、現段階での計画、場所、開催方法など、お答え願えるとありがたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 議員が言われるとおり、遺族会の高齢化や会員の減少などによりまして、市で慰霊祭を行ってほしいとの意見を受け、市全体での合同追悼式について、以前より遺族会の方と協議を続けてまいりました。

その結果、令和6年度より戦没者追悼式という形で、市において合同で執り行うことといたしました。開催日はこれまでと同じように、8月15日の終戦記念日に行います。会場は、ココロかさなるCCNセンター、総合センターでございますが、2階のあじさいホールを予定しております。

しかし、昨年8月15日の慰霊祭の日に台風が接近をして、中止をした遺族会や規模を縮小して開催した遺族会がございました。その遺族会からは、令和6年度については、最後に自分たちの校区遺族会で行いたい旨の意思もお聞きしております。

今年の市としての合同追悼式については、各遺族会と協議を重ねまして、遺族会の意思も尊重しながら合同開催に向けて準備をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 次の問題の回答もかなりいただきましたが、近くであれば自転車、歩い

て行けるということもございますが、今のCCNセンターになるとやはり遠い方、なかなか行けないという意見もございます。

また、先ほどのお話のとおり、遺族会は地元開催の意向もあると思いますが、こうしたことを引き続いて反映していただけるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 先ほどの回答と重なる部分がございますが、来年度から戦没者追悼式を市で執り行う計画をしております。

これは各校区遺族会ごとに意見を取りまとめ、その結果、市での一本化を強く望む声が多く、市での一本化に至った経緯がございます。

市が主催して戦没者追悼式を行うことになりましたが、一部遺族会からは、来年度、地元開催をしたいという意見も聞いております。生津校区に関しましては、町村合併前の旧生津地区として、北方町の高屋や柱本地区の方と慰霊祭を実施しており、今後も同様に執り行われます。

市で一本化する方向で進めてまいります。各校区遺族会のこれまでの取組や経緯を十分考慮し、各遺族会の意思を十分尊重して事業を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 市の一本化も大変ありがたいことでございますが、やはり遺族会の方の思いというのは強いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この統一というか、慰霊祭につきまして、ある市の職員の方とお話ししたときに、せっかく市内企業様の多額の寄附により平和の鐘が完成したのだから、その前で戦没者追悼式をやったかどうかという御意見をいただきましたが、市のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 来年度から市で追悼式を行うに当たりまして、議員がおっしゃられました平和の鐘についても、会場の一つとして検討をいたしました。

検討に当たっては、8月15日の開催日以外での開催も視野に、開催場所についても遺族会の方々の意見もお聞きしましたが、遺族会といたしましては、8月15日に実施をしてほしいという意見が大半でございました。

このような遺族会の意見を尊重し、また熱中症等への配慮から、来年度につきましては、8月15日にココロかさなるCCNセンターでの開催を計画しております。

しかし、平和の鐘付近は芝の緑に囲まれ、季節や天候によっては適切な会場の一つであると思っておりますので、今後平和追悼事業を進めていくに当たり、遺族会とも協議をして、開催場所等を検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

[3 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3 番（若原達夫君） 遺族会の方から、やはり真夏は厳しいのではないか。例えば11月11日に世界平和記念日など気候のよい時期、そうすれば平和の鐘の前でもできるのではないかというような意見も聞いたことがございますので、質疑にないことではございますが、ともかくやはり遺族会の方の意向が全てかなと私は思いますので、今後、その辺のところを検討していただいて、追悼式のほう、引き続いて市のほうと協議しながらやっていただきたい、そのように思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 3 番 若原達夫君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

再開は、14時45分からとさせていただきます。

休憩 午後 2 時35分

再開 午後 2 時45分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

○17 番（松野藤四郎君） 議席番号17番、立憲民主党の松野藤四郎でございます。

本日最後の質問者になりますし、第1回目の定例会の一般質問の最後でございます。

今日はたくさんの傍聴者に来ていただきまして、ありがとうございます。

私は、平成16年第2回の定例会で一般質問をいたしました。それは、6月ですけれども、要はそれ以来、今日まで、今日を含めて79回目の一般質問でございます。ずうっと継続してやってきた一人の私でございます。

その最初のときは、要は耐震対策とか、地域のコミュニティー活動、そういったものについて質問をしたという記憶をしております。

この間には、市の職員の皆さん、あるいは執行部の皆さんには大変お世話をいただいたと本当に感謝を申し上げます。

また、議員の皆さんにもいろいろと御迷惑をかけたということで、本当に申し訳なかったというふうに思っております。

私は、今回3点について質問をいたします。

1点目については、第2期特定事業主行動計画について、2番目に職員のボランティア活動について、3点目はヤングケアラーの支援について質問をさせていただきます。

まず最初に、第2期特定事業主行動計画についてでございます。

特定事業主行動計画とは、次世代法及び女性活躍推進法において、それぞれの法に定める目的を達成するため、一定規模以上の民間事業主にあつては一般事業主行動計画を、また国や地方公共団体にあつては特定事業主行動計画を策定し、具体的な目標や取組を位置づけることとされております。

そして、女性活躍推進法では、地方公共団体等に対し、女性の職業生活における活躍の状況について必要な把握・分析を行った上で、数値目標を掲げた計画を策定・公表するよう義務づけられています。

そこで、当市は第2期特定事業主行動計画を策定されました。これまでの取組の成果と課題を検証し、期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。

女性活躍推進法に基づく必ず把握する項目には、女性の採用割合や継続勤務年数、有給休暇等の取得率、あるいは給与の男女差異、超過勤務の状況などがございます。

どうしても報告するというのは、必須の項目ですけれども、これは7項目ございます。

女性活躍推進法に基づく把握項目、情報公表項目ですけれども、必ず把握する項目として、女性職員の採用割合、継続勤務年数等の男女差、これはすなわち離職率の男女関係でございます。超過勤務の状況、これは時間外手当が支給されていない職員を除きますけれども、超勤の話です。管理職の女性割合、そして各役職段階の職員の女性割合、6つ目として、男女別の育休取得率、平均取得期間でございます。最後に、7つ目ですけれども、男性の配偶者出産休暇等の取得率、または平均の取得日数ですけど、これはどうしても把握指示する項目です。これは市の広報といいますか、毎年11月1日付をもって集計した表が出ておりますので、そこを皆さんは確認していただければ、こういった項目についての数字が書いてあります。

そして、必要に応じて把握する項目は18あります。どうしてもこれは最終的には自治体に任せるんですけれども、採用試験受験者の女性割合、職員の女性割合、それから10年度前に採用した職員の男女別継続任用割合ですね。それから超過勤務の状況、年次有給休暇等の取得率、最後に中途採用の男女別実績、18ありますけれども、今言いました6つの項目については、一応情報を公表するということになっております。

私は以前から質問をしています、女性の管理職登用、育児休業の男女取得、それから男性の配偶者出産休暇の取得、年次有給休暇などがあります。これは、以前、企業にいた状況からの経験あるいは経緯等を踏まえて質問をしてきました。

そこで、最初の必須項目の管理職の女性割合を質問します。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、平成28年4月から4年間の計画を策定したものを成果と課題を検証し、新たに第2期を設定したものであります。それは、誰もが働きやすい職場づくりを職員一体となり推進するものであります。

最初に、女性職員の管理者の登用でございます。令和2年3月の資料によりますと、令和4

年度までに平成31年度の実施が10.8%を20%以上にするという目標であります。第2期も同様の目標は20%でございます。現在、一般行政職の6級以上、6級以上は課長以上なんですけれども、6級以上は令和4年で36名います。この目標を達成するには、何名になれば20%に行くか確認をしたいと思えます。

以下については、質問席からします。

今言いましたように、管理職、これは女性の話ですけれども、令和4年度には36名といいますけれども、目標を達成するには何名必要か、お尋ねしたいと思えます。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

この質問は、議員のほうから何回もいただいております。なかなか改善しないような状況もあったかと思えます。現状について、まずお話をさせていただきたいと思えます。

女性職員の管理職登用の現状でございますが、令和3年度は10.5%、令和4年度は13.5%、あと公表はまだ現在ではしておりませんが、令和5年7月に瑞穂市のほうでは人事異動が今年度はございましたので、その時点の数字でいきますと18.4%となっております。管理職38人のうち7人が女性職員ということになっております。38人のうち20%となりますと7.6人、つまり8人以上で目標の達成となるということになります。毎年ですが、少しずつ上昇をし、目標数値20%に近づいている状況でございます。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今、数字を述べられましたけれども、私はやっぱり管理職になるには、ある程度の教育が必要だというふうに思えます。

1つとしては、やはり自治大学での教育も一つではないかと私は思いますが、これは私の考えですが、どのようにお考えかお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 女性職員の管理職の登用につきましては、基本的に男性、女性にかかわらず人事評価に基づき管理職に登用していますが、多様性の観点から女性職員を幅広いポストに積極的に登用するように努めております。

そのために、女性職員の意識改革や組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するなど、働きやすい職場環境を整えていきたいと思えます。

ただいま自治大学校というお話もございましたが、職員研修におきましては、一般行政職全員を対象に新規採用職員研修から始まって、経験年数や職級に応じて3年から5年目職員研修、中堅職員研修、係長級職員研修、課長補佐級職員研修などの基礎研修を計画的に受講していただき、そのほか各種研修の機会により管理職登用につながる幅広い知識の習得を進めていって

いただきたいと考えております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 数字的に18.何%と言われましたけれども、この目標の20%は何を基準にしているのか。他市町ではもっと高い数字が出ております。ある市では25%というところもありますが、20%の根拠というのは何でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 20%の根拠についてのお尋ねでございますが、これにつきましては何%かということで、まず第1期の瑞穂市特定事業主行動計画を作成する際に、市長をはじめ議会のほうにも、このメンバーに入っておりますので特定事業主行動計画のメンバーだと思います。議会もそうなのは御存じだと思います。あと、市の選管、代表監査委員、農業委員会、教育委員会など担当部署と協議をした上でどれぐらいが適切であるかというところで検討した結果、まずは20%を第1段階の目標にしようということで、20%の設定となっております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 第1期のときも20%ですね。今回も20%ですね、残念ですね。

要は目標値をつくるということは、何かの根拠があって、こうやるわけですね。次も質問しますけれども。

では、次の2つ目の把握する項目でございます。

これは、男女別の育児休業取得率と平均取得期間でございます。

ママになりますと、赤ちゃん中心の生活になります。産後のママは体の変化が大きく、妊娠前の状態までに回復するには、やはり6週間から8週間かかると言われています。産後しっかり回復するためにも、自分1人ではなく、誰かと、通常は実家の両親あるいは親戚、友人に頼る傾向がありますが、ママはパパと一緒に育児してほしいと、こう思っておりますね。なかなか法整備がされませんでした。育児・介護休業法により定められた子を養育するための休業、すなわち育児休業と呼ばれています。

そこで、市は令和2年3月、行動計画によりますと、育児休業取得者、男性1人以上、女性100%の目標でございました。今回、第2期行動計画では、男性は70%以上、女性は100%とする数値目標であります。

以前、令和3年9月とか令和4年9月に質問させていただいたときには、毎年10名から多いときは16名の男性の対象者がいました。そのときの状況では、取得者ゼロでありました。その後、令和3年度は3名の男性が取得され、50%になりましたが、今回、この数値目標を掲げま

したが、そこでお尋ねをいたします。現在の取得状況について伺います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 現在の育児休業の取得状況、男性職員についてでございますが、議員おっしゃったように、令和2年度まではゼロ%ということでしたが、令和3年度には50%、令和4年度には60%まで上昇しております。毎年上昇しております、目標数値に近づいているというふうに考えております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次の問題ですけれども、パパが育児休業を取得した期間は約1週間以下、あるいは1か月、1年といろいろありますが、多くは1か月以内であります。

また、一番大切な時期、産後すぐから育休を取得したパパは8割近くを占めております。これは、パパとママが相談して決められたと思います。取得できるのは、1歳に満たない子を養育するパパ、ママに適用される法であります。

昔、言われた言葉に「三つ子の魂百まで」と言われています。幼い子供時代に得た性格、習性は、年老いても変わらないと言われています。パパ、ママはよく話し合い、最良の育児休業にするには各取得方法があると思うんですが、当市の状況について伺います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 育児休業が1年というようにおっしゃられていましたが、公務員は3年まで取れる状況でございます。民間企業が一般的に1年ということになっております。でするので、公務員のほうで3年間取得可能でございます。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） また、取得期間や回数、あるいは同一自治体職場での夫婦は取得できるのか、そして職場復帰後の環境や取得方法についていろいろパターンがあると思いますけれども、お伺いをしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 同一職場ということは、公務員同士ということで、瑞穂市役所のほうを想定されているというふうでお答えをさせていただきたいと思いますが、夫婦とも瑞穂市役所の職員の場合はですが、子が3歳になる前日まで取得可能でございます。これは、公務員同士ですと、恐らく両方同時に3歳まで取れるということになります。

育児休業につきましては、法律改正のほうがございます、原則2回まで取得回数が増えた。改正前は1回、連続でということでしたが、取れるようになったり、柔軟な育児休業の取り方について法律のほうで改正されております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今は少子高齢化と、子供が1.何人しかいないと、各世帯ね、今後の危機を思うわけですが、やはり子供が小さいうちはパパやママが責任を持って育てる、三つ子の魂百までと言います。小さいうちに親の愛情を受けていけば、本当に素晴らしい子供たちになっていくと思いますので、そこら辺については行政のほうでもしっかりと市民のことを思って行政を進めていただければというふうに考えます。

次は、3つ目として職員の有給休暇の取得日数、これも目標値は5日以上とする数値目標が設定されております。この項目については、必要に応じて把握する18項目の一つであります。けれども、これは公表する義務はありません。令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間の計画であります。全ての職員の年次有給休暇の取得日数を5日以上とする数値目標であったが、達成されなかった。そこで、第2期行動計画についても前期の行動計画と同様な目標値となっています。

そこでお伺いしますが、それぞれ職員に与えられています付与日数は平均39日、そこで取得平均は11.5日であります。この状況から多くの職員が有給休暇を切り捨てております。最近の資料から、データの古いんですが、令和1年度が245人、令和2年度が252人と多くの職員が切り捨てております。有給休暇の取得は、これは労働者の権利でございます。なぜ取得できないのか、その理由について伺いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 有給休暇の取得についての御質問でございますが、現状といたしまして、令和4年の年次有給休暇に当たりましては、先ほど議員もおっしゃって見えましたが、平均12.2日、県内の42市町村では9番目に高い取得率となっております。

労働基準法で年次有給休暇は2年で時効により消滅してしまい翌年に持ち越すことができないため、計画的に取得できるよう今後も有給休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めてまいりたいと思います。

具体的な対策といたしましては、毎年4月に職員にインフォメーションにおきまして、職員の働き方改革、時間外労働の上限規則、年次有給休暇取得促進等について書かれた文書や働き方改革研修資料などを示して周知をしておるところでございます。6月上旬には、夏季休暇の取得に絡め、夏季休暇プラスワンで有給休暇取得を促し、1日単位で年5日以上の取得とワーク・ライフ・バランスの実現を促進しております。

また、年2回、9月と11月頃には、職員の年次有給休暇の取得状況を管理職へ通知するとともに、部長会議におきまして、年次有給休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めていただくように周知し、さらに管理職からは個々の職員へ、年次有給休暇取得の働きかけを行っております。

ます。

人事担当部署といたしましては、できるだけ年次有給休暇の取得を周知しておるところでございますが、100%の消化というのはなかなか難しいものだと考えております。それぞれの仕事の状況によりまして100%消化していくということは難しいとありますが、できるだけ計画的に事業というか事務のほうをしていただき、取得していただくようにこれからも努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 取得に当たってのいろいろな施策はあるかと思えますけれども、例えば、管理職というのは何日取っているのか分かれば。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 申し訳ございません。現在、手元に資料がございませんし、管理職だけでそういう統計を取っておりませんので、また必要でございましたらお声をかけていただきたいと思えます。今日の時点では出せません。申し訳ございません。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私は、三公社五現業の会社におったものですから、やはり労使関係があるわけですね。ですから、そこら辺は労働組合は社員の健康を確保するため、そして事業をうまくやっていくために、労使が話し合っただけで有給休暇、労働者は与えられていますからちゃんと完全消化すると、これは労使で話をしようやっています。

残念ながら、この当市はそういった関係がありませんので、職員がなかなか有休を取ることが難しい。先ほども言いましたように管理職の話をしますと、管理職はそれぞれの課にお見えです。その方は、自分たちの仕事はどういうものかと、課に十数名おる、二十数名おる、その中で、今月はこういう仕事がある、こういうことが急に入る、そういうことを、先手を打ってこれをやらなアカんですよ。だらだらとやっておったら、職員はなかなか休暇が取れません。

1つ例を言いましょうか。毎年、毎年、新規採用をされます。そこで、多くの応募者があります。例えば、令和3年度、瑞穂市に応募された方が152人、そこで試験を受けられた人が133人で採用は23人と、こうなってきました。その状況等をこの数年見ていると、新規採用されて、数年たって自己都合で辞められる方がたくさん見えます。これは、瑞穂市はいいところであるから勤めたいと、こうやって申し込みして採用されてきたんですが、数年たつとこの状況を見て辞める方がおる。そこら辺を私は危惧するわけです。

そこはしっかりと今後、市長さんは市民の選択を受けて市長になっています。そこで、いろいろ公約をされて、市民が信頼して投票し、現在見えます。ということは、首長が代わったら

行政も変わらなあかんでしょう。行政というのは市職員の話ですよ。そこは、市長は市民から選ばれたんですよ。市長が、こういうことをしたい、ああいうことをしたいというときにこれをやらなあかんですよ。そこがこの瑞穂市のまずいところ、このように思います。

新規採用で入った人がすぐ辞めていくんですよ。この状況をよく把握しなあかんですよ。自己都合、あるいは定年退職は数名ですけれども、派遣の人もいます。県から派遣とかいろいろあるんですけれども、自己都合で辞めていく職員が多いんですよ。十何名とか20名は毎年あるんでしょう。採用は20名近くですけれども、それに伴う数字が自己都合で辞めていくんですよ。そこら辺を管理者はよく状況を把握して対策をしなあかん、このように思います。

次は、職員のボランティア活動についてでございます。

富有柿の話は別としまして、先般、私の家のポストに匿名の投書がありました。当日の夕方近くだと思いますが、A4ぐらいの封筒だったと思いますが、あまり記憶はないんですけれども、開封させていただきました。かなり多くの枚数でした。ここにありますが、かなりのいろいろな文書があるんですけど、こういったいろんなものが入っております。投書の内容を読ませていただいた後、こんなことが市役所内で起きているのかとびっくりさせられました。

柿狩りに参加しようかなと思っていた人が、やはり自分たちの課の先輩に相談されたそうです。その内容からは、やめた方がいいんじゃないか、こう言われたので参加されなかったということでございます。

それでは、投書の内容に沿って質問をさせていただきます。

柿狩りの対象となった各入庁期の代表者にはLINEを通じて案内されました。こういったものとか文書で。これは職場でいろいろとインフォメーションしたところ、いろいろありましたので、あくまで個人的に情報提供しました。御容赦くださいとなっております。

そこでお尋ねしますが、各代表者の個人情報、これはどこから入手されたのか、また各入庁期とは、これは柿狩りは全職員が対象になるのか、そこら辺についてお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 柿の収穫体験ということで、ちょっと解説をしながら答弁とさせていただきますと思います。

平成26年度から令和元年度まで実施されていた瑞穂市柿振興会主催で、一般の方も対象とした柿の収穫体験という行事に、瑞穂市の特産品である富有柿について理解を深めてもらうことを目的に、その年度の新規採用職員を対象とした職員研修として参加させてもらっておりました。

しかし、コロナ禍となりまして、この行事が開催されなくなりましたので、研修として令和2年度から現在まで実施はしておりません。

富有柿は全国の甘柿の中で最優秀品種でありますので、瑞穂市発祥の特産品として誇れるも

のでございます。そのため、瑞穂市の特産品である富有柿のことを知ってもらいたい、またコロナの5類移行を機に、コロナ禍で制限されていた若手職員のコミュニケーションの場を設けたいという一職員の思いから、市の研修ではなく、特産品である富有柿に触れるこの柿収穫体験をしていない令和2年度から新規採用職員に参加を募ったものだという事です。

個人情報はどうこうと言われましたが、私もその状況については把握しておりません。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 以前はそういうことをやってきたけど、今はやっていないということですね。

個人情報につきましては、ある方から園長とか所長様、センター長様にお手数をかけますが、対象の保育士、幼稚園教諭、調理員の皆さんにも御案内くださいということで、名前が書いてあります。これ、個人情報ですよ、名前が書いてある。こんなことができますか。

先日も、穂積中学校の卒業式に行ってきました。卒業生271名でございます。その人の個人名簿はありませんね。私たちが以前学校いたときにはありました。今はありません。個人情報ですよ。なぜこういうものが出回っているのか。個人情報、たくさん名前が書いてある。対象者はほとんどが保育士ですよ。こういうことでいいですか、ちょっと確認します。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今、お示しになった書類が何なのかがちょっと私のほうでは分かりませんが、その個人情報をどうやって取得したかにつきましては、先ほども申し上げましたが、その辺については、ちょっと申し訳ないですが存じ上げておりません。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 総務部長は分からないと答えると、このようにもう分かっていますので深く追及しませんけれども、この柿狩りですね。柿狩りの計画といたしますか、以前は総務なら総務でやっていたという話ですけれども、今はやっていないと。それで、この計画ですね、職員が自ら行ったとは考えられません。こんな大事な柿狩りを一職員ができますか。誰からかの指示であると思われませんが、行政はどのように捉えているのかお尋ねいたします。これは、昨年12月にもこういった質問をしました。途中で終わりましたが、その当日か翌日に、幹部会といたしますか、そういう中でいろいろ話し合われたと聞いております。この状況について、誰かからの指示であったと思われませんが、行政はどのように捉えているのかお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） このようなイベントを独りでできないと言われる根拠が何かは分か

りませんが、実際独りでやったので、できたのではないのでしょうか。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 独りでだということは、課員の誰かがやったということですね。

次ですけれども、封筒の中には柿狩りの圃場の地図が入っております。これですけれども、これはある地域ですが、十七条西浦212、あるいは2194の1、220の1、223、まだほかにもありますけれども、そういった柿の畑ですね。それで、その中に、申し訳ないんですけれども、公的機関の方の土地が該当しております。ここの現地等の確認はされておるのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 確認しておりません。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 一般質問で、ここの具体的な番地を書いたんですよ、確認しないんですか、答弁では。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） この地番のほうを書いてあるんですが、松野議員がおっしゃる個人情報だと思うんですが、それについてどうこう調べるといことはいたしませんでした。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 都合のいい答弁ですね。先ほどの、これは具体的ですよ、二十数名の名前が書いてあるんですよ、個人情報。何で番地が分らないのですか。

この問題については、柔らかくやろうと思ったんですけれども、答弁の内容を聞いていますと、前向きな答弁は出てこないということで、申し訳ないですが追及していくという格好でございます。

この今言いました番地については、所有者一覧表というものがあります。ここに全部番地と所有者と該当する柿畑が書いてある。これは、市役所で確認が取れるんじゃないですか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 申し訳ございません。今、聞き落としてしまいました。もう一度お願いできますでしょうか。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 封筒の中には、柿狩りの圃場の地図、土地所有者一覧表、参加者名簿、案内文などがありました。それで、十七条の西浦の番地まで書いてあります、この一覧表にね。212とか2194の1、220の1、223、こういうものがあります。

それで、これを見ましたら、公的機関の方の土地が該当していたということです。ですから、現地を確認されたかということをお聞きしておるんですよ。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほども申し上げましたが、確認しておりません。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ここで、もう少し深く質問しますが、よろしいでしょうか。

部長、いいですね。

いいですか、この一覧表には公的機関の幹部、ここの場にいます。入っているんですよ、よう部長は言わへん、どうなっているんですか。

○議長（庄田昭人君） 質問をしっかりとしてください。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 明快な答弁が出ませんので、非常に残念ですね。

ですから、さっき言いましたでしょう、新規採用の人が辞めていくと。この瑞穂市役所においては自分の希望していたものとは違う、だから辞めていくんですよ。そういうことが今までずっと続いています、今も続いているということですよ。

次に、農作業を終えた後、自宅で贈答用柿2Lサイズ12個入り、1箱無料、そしてなおかつ家庭用20個をお持ち帰りいただけるということです。また、どこかに送りたい場合は、格安で配送もできるそうです。柿組合では、ある程度の価格が設定・調整されていると思いますが、この事実を確認したいと思います。また、柿のお持ち帰りについては、誰から言われているのか、そこをお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 当初から申し上げておりますが、この柿の収穫体験は市の研修ではありませんので、その柿の提供の詳細については把握しておりません。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） あのですね、この柿の問題をこの議会でやると、松野藤四郎は懲戒処分になると、こういうことをある幹部が言っています。そういう声を聞いていますけれども、部長、どう思われますかね、この質問をすると懲戒処分になりますか。

○議長（庄田昭人君） 議題外になりますので、次の質問をお願いします。

○17番（松野藤四郎君） 何ですか。

○議長（庄田昭人君） 議題外であります。

○17番（松野藤四郎君） 議題外……。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私が言うのは、地方公務員法の職員倫理規程に抵触するのではないかと。利害関係者との間では禁止行為である物品を無償でサービスを受ける、これは第7条、管理監督者の責務、管理者は裁量権の人事評価あるいは勤務評価と、こうあります。ここについて深く言っているわけですね。別に通告以外じゃないですよ、ちゃんと通告していますんで。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 地方公務員法の倫理規程に抵触するというようなお話でございますが、地方公務員法の倫理規程はございません。国家公務員はございますが、地方公務員については法律はありません。法令はございませんので。

あと人事評価につきましては、この柿の収穫体験は研修ではありませんし、また当該職員から参加・不参加については任意であったと聞いておりますので、人事評価の対象には当たりません。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 正しい情報をこの場で言っても、食いついてくれない。それは、以前にも、私は懲戒処分を食らいました。

農業委員は地方公務員です。この方の不正を正したら、議会から懲罰を食らいました。正しいことを言っても、議員の皆さんに了解されない、残念だなと思います。それは、各資料を持ってやっているんですよ。おかしいですね。事実によって確認をしておるわけですが、懲罰の対象になると、本当に腑に落ちません。ですから、先ほど言いましたように、入所期の若い優秀な多くの職員が毎年20名近く自己都合で退職しているということですよ。職員の倫理行動規律第4条、職員は常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。これは、倫理条例第3条に規定をされています。そこをよく確認していただきたいと思います。

最後の時間になりますので、ヤングケアラー支援についてお尋ねします。

家族にケアを要する人がいる場合、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話や介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供をいいます。

事例として、障害や病気のある家族の介護、幼い兄弟の世話などのケア労働、また買物や料

理、掃除、洗濯などの家事または家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族に代わって行っております。このような事例は、全国に数多くあります。市内の実情は分かりませんが、1つとしては不登校児童も関係があるのではないかと、このように思います。児童状況などを把握されておれば、お答えを願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 御質問にお答えさせていただきます。

ヤングケアラーの実態把握についてでございますが、市が要保護児童として関わりのある家庭への支援の中や、市内の幼稚園、小・中学校での家庭環境調査票や日常の園児、児童・生徒の観察や定期的な児童・生徒へのアンケートなどにより行っております。

園、小・中学校においてヤングケアラーと疑われる事案が発生した場合は、教育委員会に報告があり、教育委員会から市の関係課に情報提供が行われます。その後、児童・生徒と面談を行いまして、状況によっては地域、主任児童委員さんや民生委員さんでございますが、関係機関への協力を依頼しながら、学校と行政と地域が連携をして対応を行っているのが現状でございます。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これは、県の議会のほうもやっておりますので、そこら辺はタッグを組みながら制度を早くつくっていただきたいというふうに思います。

要は、もうこの20年間、議員をやらせていただきました。やはりそれは首長と市議会議員とは立場が多少は違うと思いますね。我々は本当に数百票で入ってくるわけですけども、市長さんは市民の皆さんから選ばれた人です。市長がいろいろ政策をする、首長がこういうことをやりたいといったときには、議員も一堂になってやらなければ市民サービスが向上しないと、このように思います。この20年間でよく分かりました。

いずれにしても、今回、最後の一般質問でございました。79回連続でやらせていただきました。何も分からないこの世界に入ってきましたけれども、それは行政や議会の皆さんの協力があつたというふうに思います。本当に感謝を申し上げます。以上で終わります。

ちょっと申し遅れましたけど、いろいろとお世話になったんですが、市長さんとしてどのようにお考えだったのか、私に対して、何かありましたらよろしく申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 平成16年から5期20年間市議会議員を務めていただきました。私も現役時代からは特に厳しく正していただいた、部長になってからは特にこの議場の中で正していただいたということを思っています。最後の質問も、その質問だったと思います。

よく松野議員から質問されたのは、管理職の女性の占める割合、そして育児休業、さらには

有給休暇の質問は、何度もこの議場の中でいただいております。本当に改めていかなければならないことをしっかり正していただいたということで、簡単ではございますが、20年お世話になりましたことへのお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○17番（松野藤四郎君） いいかね。大丈夫ですか。

お褒めの言葉をいただきまして本当にありがとうございます。

私は、労働組合におりましたから、やはり働く仲間の代表だということでずうっとやってきました。市民全体もありますけれども、市の職員についてもいろいろとやってきましたけれども、立憲民主党1人では何もできません。正しいことを言っても議会では反対されていますので、残念だなと思いますけれども、市長さんは2期目ですけれども、市長さんはいろいろとマニフェストもあります。そこについては、市民から了解されておりますので、職員の皆さんも一致団結して、このまちを住みよいまちにしていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 17番 松野藤四郎君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（庄田昭人君） 以上で本日に予定をしていました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後3時43分